

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第二章の二 証券仲介業者（第十八条の二―第十八条の四）</p> <p>第三章の三 投資者保護基金（第十八条の五―第十八条の十五）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第二章の二 外国証券取引所（第十九条の四）</p> <p>第三章の三 証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（勧誘の相手方が多数である場合）</p> <p>第一条の四（略）</p> <p>2 前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の五第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二章の二 投資者保護基金（第十八条の二―第十八条の十二）</p> <p>第五章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二章の二 証券金融会社（第十九条の四・第十九条の五）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（勧誘の相手方が多数である場合）</p> <p>第一条の四（略）</p> <p>2 前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の二第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家</p>

を除くものとする。

一～三 (略)

3 (略)

(金融機関の指定)

第一条の九 法第二条第八項、第二十七条の二第四項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十八第三項(法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第三十二条第三項、第五項及び第六項、第五十四条第一項第四号、第六十五条、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三並びに第六十六条の二に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

(有価証券先物取引の対象とならない有価証券)

第一条の十 法第二条第二十項に規定する政令で定めるものは、同条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げる有価証券及び第一条の有価証券並びに法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

(法第二条第二十四項に規定する有価証券先渡取引となる行為)

を除くものとする。

一～三 (略)

3 (略)

(金融機関の指定)

第一条の九 法第二条第八項、第二十七条の二第四項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十八第三項(法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第三十二条第三項、第五項及び第六項、第五十四条第一項第四号、第六十五条、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項並びに第六十五条の三に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

(有価証券先物取引の対象とならない有価証券)

第一条の十 法第二条第十七項に規定する政令で定めるものは、同条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げる有価証券及び第一条の有価証券並びに法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

(法第二条第二十一項に規定する有価証券先渡取引となる行為)

第一条の十一 法第二条第二十四項に規定する政令で定める行為は、有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、将来の一定の時期において有価証券及びその対価の授受を約する売買に関し、当該売買の当事者が当該売買契約を解除する行為とする。

(法第二条第三十項に規定する政令で定める取引)

第一条の十二 法第二条第三十項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 信用取引(法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。)若しくは証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社(以下「外国証券会社」という。)を含む。第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十九条の二、第四十二条第一項、第三項及び第七項並びに第四十四条を除き、以下同じ。)が自己の計算において行う有価証券の売買等(法第二条第十四項に規定する有価証券の売買等をいう。以下同じ。)又は有価証券等清算取次ぎ(信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等に係るものに限る。)

二 四 (略)

(上場有価証券に準ずる有価証券等)

第三条 法第六条第二号(法第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及

第一条の十一 法第二条第二十一項に規定する政令で定める行為は、有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、将来の一定の時期において有価証券及びその対価の授受を約する売買に関し、当該売買の当事者が当該売買契約を解除する行為とする。

(法第二条第二十六項に規定する政令で定める取引)

第一条の十二 法第二条第二十六項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 信用取引(法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。)若しくは証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社(以下「外国証券会社」という。)を含む。第十五条の三、第十五条の四、第十六条、第十九条の二、第四十二条第一項、第三項及び第六項並びに第四十四条を除き、以下同じ。)が自己の計算において行う有価証券の売買等(法第二条第十二項に規定する有価証券の売買等をいう。以下同じ。)又は有価証券等清算取次ぎ(信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等に係るものに限る。)

二 四 (略)

(上場有価証券に準ずる有価証券等)

第三条 法第六条第二号(法第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及

び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第四項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第二十四条第一項第二号（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券は、店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）とし、法第六条第二号、第二十五条第三項及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項並びに第二十七条の三十の八第一項に規定する政令で定める証券業協会は、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会とする。

（海外発行証券の少人数向け勧誘）

第三条の三（略）

2 法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める条件は、当該有価証券を買い付けた者が、その買付けに係る有価証券を、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第四十一条第一項、第四十一条の二第四項、第四十二条の二第一項、第四十三条の五第一項、第四十三条の十第一項及び第四十三条の十一において同じ。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することとする。

び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第四項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第二十四条第一項第二号（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券は、店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）とし、法第六条第二号、第二十五条第三項及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項並びに第二十七条の三十の八に規定する政令で定める証券業協会は、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会とする。

（海外発行証券の少人数向け勧誘）

第三条の三（略）

2 法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める条件は、当該有価証券を買い付けた者が、その買付けに係る有価証券を、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第四十一条第一項、第四十一条の二第四項、第四十三条の六第一項及び第四十三条の七において同じ。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することとする。

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第七条 (略)

254 (略)

5 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

- 一 会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第三号、第十五条の四第一項第一号（ロ及びニを除く。）及び第三十一条において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）。

二 特定買付け等（法人その他の団体（以下この項、第九条及び第十五条の四において「法人等」という。）が行う場合に限る。）であつて次に掲げる者から行うもの

- イ 当該特定買付け等を行う者に対して当該特定買付け等を行う者の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。第九条、第十五条の四第一項第一号ロ及びニ並びに第二項並びに第十八条の二において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（以下この項において「特別支配関係」という。）にある法人等（以下この項において「親法人等」という。）が他の法人等に対

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第七条 (略)

254 (略)

5 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

- 一 会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第三号、第十五条の三第一項第一号（ロ及びニを除く。）及び第三十一条において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）。

二 特定買付け等（法人その他の団体（以下この項、第九条及び第十五条の三において「法人等」という。）が行う場合に限る。）であつて次に掲げる者から行うもの

- イ 当該特定買付け等を行う者に対して当該特定買付け等を行う者の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。第九条並びに第十五条の三第一項第一号ロ及びニ並びに第二項において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（以下この項において「特別支配関係」という。）にある法人等（以下この項において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関

して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等（内閣府令で定めるものを除く。）

ロ（略）

三〇九（略）

（特別の関係）

第十四条の七 法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一（略）

二 会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。以下この条、第十五条の二及び第十九条の三において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

二・三（略）

（証券会社の最低資本の額）

第十五条 法第二十八条の四第一項第二号に規定する政令で定める金額は、五千万円とする。

（特別の関係）

係を有する場合における当該他の法人等（内閣府令で定めるものを除く。）

ロ（略）

三〇九（略）

（特別の関係）

第十四条の七 法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一（略）

二 会社の総株主又は総社員の議決権（法第五十九条第二項に規定する議決権をいう。以下この条及び第十九条の三において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

二・三（略）

（証券会社の最低資本の額）

第十五条 法第二十八条の四第二号に規定する政令で定める金額は、一億円とする。

第十五条の二 法第二十八条の四第四項第二号に規定する政令で定め

る特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 共同で会社の対象議決権（法第二十八条の四第二項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を保有し、又は当該会社の対象議決権を行使することを合意している者（次項において「共同保有者」という。）の関係

二 夫婦の関係

三 会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）

（と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

2 共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

4 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（新設）

第十五条の三、第十五条の六 (略)

(顧客の有価証券を担保に供する行為等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第十六条の二の二、第十五条の五の規定は、法第四十七条の二第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。
。この場合において、第十五条の五第一項中「事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、同条第二項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「法第四十条第二項に規定する事項の提供」とあるのは「法第四十七条の二第二項に規定する同意の取得」と読み替えるものとする。

(登録手数料)

第十七条 法第六十四条の八第一項(法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三)において準用する場合を含む。)の規定による登録手数料は、外務員(法第六十四条第一項に規定する外務員をいう。以下同じ。)一人につき三千円を超えない範囲内において実費を勘案して内閣府令で定める額とする。

2 (略)

(金融機関の証券業務の登録等に関する読替え)

第十七条の四 法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に

第十五条の二、第十五条の五 (略)

(顧客の有価証券を担保に供する行為等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第十六条の二の二、第十五条の四の規定は、法第四十七条の二第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。
。この場合において、第十五条の四第一項中「事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、同条第二項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「法第四十条第二項に規定する事項の提供」とあるのは「法第四十七条の二第二項に規定する同意の取得」と読み替えるものとする。

(登録手数料)

第十七条 法第六十四条の八第一項(法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定による登録手数料は、外務員(法第六十四条第一項に規定する外務員をいう。以下同じ。)一人につき千円を超えない範囲内において実費を勘案して内閣府令で定める額とする。

2 (略)

(金融機関の証券業務の登録等に関する読替え)

第十七条の四 法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に

規定する登録金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

三 第二十八条の	(略)	次条第一項	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句
				二 第二十八条の	(略)
				第二十八条の四第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号まで	第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第一項第六号及び第七号
				(略)	第六十五条の二第二項において準用する次条第一項(第一号から第五号まで及び第八号から第十一号までを除く。)

規定する登録金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

三 第二十八条の	(略)	次条	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句
				二 第二十八条の	(略)
				第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号	第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号
				(略)	第六十五条の二第二項において準用する次条(第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。)

				第二十八條の 四第一項（第 一号から第五 号まで及び第 八号から第十 一号までを除 く。）	(略)
証券業	株式会社	第二十八條		次の各号 第五十六條第二項 若しくは第五十六 條の二第三項	(略)
第六十五條の二第二項の登録に係る業務	者	第六十五條の二第二項	第六号、第七号又は第十二号	第六十五條の二第五項におい て準用する第五十六條第一項 （第一号（第六十五條の二第 二項において準用する第二十 八條の四第一項第六号及び第 七号に係る部分に限る。）、 第二号、第三号、第五号及び 第六号（第六十五條の二第四 項において準用する第二十九 條の四第一号に係る部分に限 る。）に限る。）	(略)
				第二十八條の 四（第一号か ら第五号まで 、第八号及び 第九号を除く 。）	(略)
証券業	株式会社	第二十八條		次の各号 第五十六條第一項 若しくは第五十六 條の二第三項	(略)
第六十五條の二第二項の登録に係る業務	者	第六十五條の二第二項	第六号、第七号又は第十号	第六十五條の二第五項におい て準用する第五十六條第一項 （第一号（第六十五條の二第 二項において準用する第二十 八條の四第六号及び第七号に 係る部分に限る。）、第二号 、第三号、第五号及び第六号 （第六十五條の二第四項にお いて準用する第二十九條の四 第一号に係る部分に限る。） に限る。）	(略)

第四十二條	(略)		(略)		第四十二條 (削る)	(略)
第四十三條	(略)	(略)	(略)		第三十四條第二項 各号に掲げる業務 又は同条第四項の 承認を受けた業務 (第四号において	(略)
第四十四條第一号	(略)	(略)	(略)		有価証券に係る投資顧問業の 規制等に関する法律第二条第 二項に規定する投資顧問業又 は同条第四項に規定する投資 一任契約に係る業務	(略)

第四十二條	(略)		(略)		第四十二條	(略)
	(略)	(略)	(略)		第五号及び第六号 に掲げる行為にあ つては、第三十四 條第二項第一号の 投資一任契約に係 る業務として行う もの及び投資者の 保護	(略)
	(略)	(略)	(略)		投資者の保護	(略)

項 第五十六条第 一項及び第三	(略)	(略)	(略)	有価証券の売買そ の他の取引等の委 託等	有価証券の売買そ の他の取引等を行 い	同号の	第三十四条第二項 第一号の	「その他業務」と いう。」
	(略)							
第二十八条の四第 一項第一号から第	(略)	第六十五条の二第二項におい て準用する第二十八条の四第	(略)					

項 第五十六条第 一項及び第三	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)							
第二十八条の四第 一号から第三号ま	(略)	第六十五条の二第二項におい て準用する第二十八条の四第	(略)					

		第五十七条	(略)		
、第五十六条第一項	第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三	(略)	(略)	(略)	三号まで、第五号、第六号
、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四	同条第五項において準用する第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。)、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))に限る。))若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三	(略)	(略)	(略)	一項第六号
		第五十七条	(略)		
、第五十六条第一項	第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三	(略)	(略)	(略)	で、第五号、第六号
、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四	同条第五項において準用する第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。))、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))に限る。))若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三	(略)	(略)	(略)	六号

第五十八条				
	(略)	(略)		
第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三	(略)	(略)	第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。)、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))に限る。)	
同条第五項において準用する第五十六条第一項(第一号)(第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。)、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))若しくは第六十五條の二第五項において準用する第五十六条の三	(略)	(略)	第六号及び第七号に係る部分に限る。)、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))に限る。)	
第五十八条				
	(略)	(略)		
第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三	(略)	(略)	第六号及び第七号に係る部分に限る。)、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))に限る。)	
同条第五項において準用する第五十六条第一項(第一号)(第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。)、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))若しくは第六十五條の二第五項において準用する第五十六条の三	(略)	(略)	第六号及び第七号に係る部分に限る。)、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))に限る。)	

	第六十二条	(略)	
	(略)	(略)	(略)
第五十六条第二項の規定	第五十六条第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三又は第六十条	第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。))、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部	第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。))、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))の規定

	第六十二条	(略)	
	(略)	(略)	(略)
第五十六条第一項の規定	第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三又は第六十条	第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。))、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限	第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。))、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))の規定

(略)	第六十四条				
(略)	登録申請者の商号	(略)	第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項	(略)	
(略)	登録申請者の商号又は名称	(略)	第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。)、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))に限る。)、第五十六条の三若しくは前条第二項	(略)	分に限る。)に限る。)又は第五十六条の三

(略)	第六十四条				
(略)	営業所	商号	(略)	第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項	(略)
(略)	営業所又は事務所	商号又は名称	(略)	第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。)、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))に限る。)、第五十六条の三若しくは前条第二項	(略)

第六十四条の 四	(略)	第六十四条第三項 第二号イ又はロ	(略)	(略)	第六十四条の 六	(略)	第六十四条の 七	第六十四条の五に 係る	第六十四条の九	第六十四条の二及び前 三条	第六十四条、第六 十四条の二及び前 三条	第六十五条の二第五項におい て準用する第六十四条、第六 十四条の二及び前三条	第六十五条の二第五項におい て準用する第六十四条の九	第六十五条の二第五項におい て準用する第六十四条の五に 係る
									(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第六十四条の 四	(略)	第六十四条第三項 第二号イからハ	(略)	(略)	第六十四条の 六	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
									(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

九	第六十四条の			
一項	第六十四条の七第	第六十二条第二項	第六十四条の五第一項第一号	第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条
	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の七第	第六十五条の二第五項において準用する第六十二条第二項	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項第一号	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第五項の規定による登録、第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は第六十五条の二第五項において準用する前条

九	第六十四条の			
	第六十四条第三項	(新設)	(新設)	(新設)
	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項	(新設)	(新設)	(新設)

(略)	第六十四条第三項	一項
(略)	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項	

(取引の概要等を記載した書面の交付等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第十七条の五 第十五条の五の規定は、法第六十五条の二第五項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

第十七条の六 第十五条の六の規定は、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

第四章の二 証券仲介業者

(密接な関係を有する者)

第十八条の二 法第六十六条の十二に規定する政令で定める者は、証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

(略)		
(略)		

(取引の概要等を記載した書面の交付等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第十七条の五 第十五条の四の規定は、法第六十五条の二第五項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

第十七条の六 第十五条の五の規定は、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(新設)

(新設)

-
- 一 証券仲介業者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）
 - 二 証券仲介業者の役員（取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。）又は使用人
 - 三 証券仲介業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者
 - イ 次に掲げる者が保有している当該証券仲介業者の議決権の数の合計が、当該証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。
- (1) 当該者
 - (2) 当該者が法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者の親族
 - (4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員
- (5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百
-

分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定める者を含む。次号において同じ。）及びその役員

(7) (4)から(6)までに掲げる役員

ロ イ(1)から(7)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。）及び使用人が、当該証券仲介業者の役員

四 証券仲介業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) 当該証券仲介業者

(2) 当該証券仲介業者が法人である場合におけるその役員及び主要株主

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員

- 並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員
- (5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員
- (6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員
- (7) (4)から(6)までに掲げる役員の子族
- ロ イ(1)から(7)までに掲げる者並びに当該証券仲介業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の役員のうち過半数を占めていないこと又はその代表権を有する役員であること。

(証券仲介業者に関する読替え)

第十八条の三 法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十六条の二十三の規定において法第六十六条の十四に規定する証券仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十一に規定する法第六十六条の二の登録若しくは証券仲介業者又は法第六十六条の二十三に規定する証券仲介業者について法の規定を準用する場合における法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十六条の二十三の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十二条の二	有価証券の売買その	証券仲介行為

(新設)

第一項及び第三項

<p>他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプシヨン取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）</p>	<p>当該有価証券</p>	<p>オプシヨン、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引</p>
	<p>当該証券仲介行為に係る有価証券</p>	<p>オプシヨン若しくは外国市場証券先物取引</p>

	第四十三条			
、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	この条及び第六十五条の二第六項	有価証券の売買その他の取引等につき	この条及び第五十一条第二項	有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引
又は外国市場証券先物取引	この条	証券仲介行為につき	この条	証券仲介行為

				第六十二条		
				若しくはその委託等		
				第二十八条の登録又は第二十九条第一項の認可		第六十六条の二の登録
			登録申請者又は証券会社	登録申請者		
			当該登録申請者又は当該証券会社	当該登録申請者		
			第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三又は第六十条			第六十六条の十八第一項
			第二十八条の登録、第二十九条第一項の認可、第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、前			第六十六条の二の登録

	<p>条第三項若しくは第 四項の承認</p> <p>第二十九条の二第一 項の規定により条件 を付することとした とき、又は第五十六 条第一項若しくは第 二項、第五十六条の 二第一項から第三項 まで、第五十六条の 三、第六十条若しく は前条第二項</p>	<p>第六十四条</p>
<p>又は第六十六条の十八第 一項若しくは第二項</p>		<p>第二条第八項各号</p> <p>有価証券の売買若し くはその委託等の勸 誘又は有価証券指数 等先物取引、有価証 券オプション取引若 しくは外国市場証券 先物取引の委託の勸</p> <p>前号の行為</p> <p>第二条第十一項各号</p>

第六十四条の三		第六十四条の二	
有価証券の売買その	第六十二条第一項及び第三項	第六十四条の五第一項	第六十二条第三項 商号及び 誘若しくは有価証券 店頭デリバティブ取 引若しくはその委託 等
証券仲介行為	第六十六条の二十一において準用する第六十二条第一項及び第三項	第六十四条の五第一項（第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）	第六十六条の二十一において準用する第六十二条第三項 商号、名称又は氏名及び登録申請者が法人であるときは

	<p>他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等</p>	<p>第六十四条の四</p>	<p>第六十四条第一項</p>		<p>第六十四条第三項第二号イ又はロ</p>	<p>第六十四条の五</p>	<p>第六十四条の二第一項各号</p>		<p>第六十二条第二項及び第三項</p>
		<p>第六十六条の二十三において準用する第六十四条第一項</p>	<p>第六十六条の二十三において準用する第六十四条第三項第二号イ又はロ</p>	<p>第六十六条の二十三において準用する第六十四条の二第一項各号</p>	<p>第六十六条の二十一において準用する第六十二条</p>				

	第六十四条の六	第二項及び第三項
	前条第一項	第六十六条の二十三において準用する前条第一項
第六十四条の七 (第二項を除く。)	解散し又は証券業を廃止	死亡し、解散し、又は証券仲介業を廃止
	第六十四条、第六十条の二及び前三条	第六十六条の二十三において準用する第六十四条、第六十四条の二及び前三条
	第六十四条の九	第六十六条の二十三において準用する第六十四条の九
	当該協会に所属する証券会社(外国証券会社を含む。以下この条において同じ。)	当該協会の協会員を所属する証券会社等(第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。)とする証券仲介業者

前二項	第一項又は第二項	第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条	第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する証券会社に
第一項	第一項	第六十六条の二十三において準用する第六十四条第五項の規定による登録、第六十六条の二十三において準用する第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十六条の二十三において準用する第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は第六十六条の二十三において準用する前条	証券仲介業者

		第六十四条の五第一項第一号	第六十六条の二十三において準用する第六十四条の五第一項第一号
	当該協会		協会
第六十二条第二項		第六十六条の二十一において準用する第六十二条第二項	

(説明書類に関する規定)

第十八条の四 法第六十六条の十六に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九條第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）
- 二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項及び第二項

(新設)

三 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第四十条ノ三
第一項

四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条
の三第一項及び第二項

五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十
八条の三第一項及び第二項

六 保険業法第百十一条第一項及び第二項

第四章の三 投資者保護基金

第十八条の五（第十八条の十）（略）

（基金による支払の対象から除かれる者）

第十八条の十一 法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定め
る者は、次に掲げる者とする。

一 認定証券会社の役員（外国証券会社にあつては、国内における
代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内
における代表者をいう。）を含む。）

二（五）（略）

第十八条の十二（第十八条の十五）

第五章 証券取引所

第四章の二 投資者保護基金

第十八条の二（第十八条の七）（略）

（基金による支払の対象から除かれる者）

第十八条の八 法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める
者は、次に掲げる者とする。

一 認定証券会社の役員（外国証券会社にあつては、国内における
代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内
における代表者をいう。）を含む。）

二（五）（略）

第十八条の九（第十八条の十二）

第五章 証券取引所

(法第八十七条の八各項等に規定する政令で定める外国証券会社等
一)
第十九条の二 法第八十七条の八各項、第九十条、第九十五条第一号
、第七十七条の二第一項第一号及び第七十七条の三第一項第一号に規定
する政令で定める外国証券会社又は法第七十七条の二第一項第一号及
び第七十七条の三第一項第一号に規定する政令で定める許可外国証券
業者は、その本店の所在する国において外国有価証券市場を開設す
る者への証券会社又はその役職員の加入が制限されていない場合に
おける外国証券会社又は許可外国証券業者に限る。ただし、当該場
合における外国証券会社又は許可外国証券業者に限ることが我が国
が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなる
場合は、この限りでない。

(特別の関係)

第十九条の三 法第三百三条第五項第二号(法第三百三条の二第二項、第
百六条の九及び第六百六条の三十において準用する場合を含む。)に
規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 四 (略)

2 4 (略)

第五章の二 外国証券取引所

(法第八十七条の八各項等に規定する政令で定める外国証券会社)
第十九条の二 法第八十七条の八各項、第九十条、第九十五条第一号
、第七十七条の二第一項第一号及び第七十七条の三第一項第一号に規定
する政令で定める外国証券会社は、その本店の所在する国の証券取
引所への証券会社又はその役職員の加入が制限されていない場合に
おける外国証券会社に限る。ただし、当該場合における外国証券会
社に限ることが我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履
行を妨げることとなる場合は、この限りでない。

(特別の関係)

第十九条の三 法第三百三条第三項第二号に規定する政令で定める特別
の関係は、次に掲げる関係とする。

一 四 (略)

2 4 (略)

(新設)

(経験年数の要件)

第十九条の四 法第百五十五条の三第二項第一号に規定する政令で定める期間は、三年とする。

2 法第百五十五条の三第二項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が外国有価証券市場を開設してから経過した期間を認可申請者が当該市場を開設してから経過した期間とみなして認可申請者の当該期間を算定した場合に、その期間が引き続き三年以上である場合とする。

一 組織変更により認可申請者となつたと認められる者又は認可申請者に合併された者

二 分割により認可申請者に外国有価証券市場を開設する業務の全部又は一部(内閣府令で定める場合に限る。)を承継させた者

三 認可申請者に外国有価証券市場を開設する業務の全部又は一部(内閣府令で定める場合に限る。)を譲渡した者

四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

第五章の三 証券金融会社

第十九条の五・第十九条の六 (略)

(議決権の代理行使の勧誘)

第三十六条の二 議決権の代理行使の勧誘(法第百九十四条に規定する証券取引所に上場されている株式の発行会社の株式につき、自己

(新設)

第五章の二 証券金融会社

第十九条の四・第十九条の五 (略)

(議決権の代理行使の勧誘)

第三十六条の二 議決権の代理行使の勧誘(法第百九十四条に規定する証券取引所に上場されている株式の発行会社の株式につき、自己

又は第三者にその議決権の行使を代理させることの勧誘をいう。第三十六条の四から第三十七条までにおいて同じ。）を行おうとする者（以下この条から第三十六条の四までにおいて「勧誘者」という。）は、当該勧誘に際し、その相手方（以下この条及び第三十七条において「被勧誘者」という。）に対し、委任状の用紙及び代理権の授与に關し参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類（以下この条から第三十六条の五までにおいて「参考書類」という。）を交付しなければならぬ。

255 (略)

（委任状の用紙及び参考書類の提出）

第三十六条の三 勧誘者は、前条第一項の規定により委任状の用紙及び参考書類を交付したとき（内閣府令で定める場合を除く。）は、直ちに、これらの書類の写し（これらの書類の作成に代えて電磁的記録（法第二十八条の二第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。第四十三条の十一において同じ。）を金融庁長官に提出しなければならない。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第三十七条の二 法第九十四条の六第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

又は第三者にその議決権の行使を代理させることの勧誘をいう。第三十六条の四から第三十七条までにおいて同じ。）を行おうとする者（以下この条から第三十六条の四まで及び第四十三条の七において「勧誘者」という。）は、当該勧誘に際し、その相手方（以下この条及び第三十七条において「被勧誘者」という。）に対し、委任状の用紙及び代理権の授与に關し参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類（以下この条から第三十六条の五までにおいて「参考書類」という。）を交付しなければならぬ。

255 (略)

（委任状の用紙及び参考書類の提出）

第三十六条の三 勧誘者は、前条第一項の規定により委任状の用紙及び参考書類を交付したとき（内閣府令で定める場合を除く。）は、直ちに、これらの書類の写し（これらの書類の作成に代えて電磁的記録（法第二十八条の二第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。第四十三条の七において同じ。）を金融庁長官に提出しなければならない。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第三十七条の二 法第九十四条の六第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

五 法第百六条の十第一項及び第三項ただし書の規定による認可

六 法第百六条の二十六及び第百六条の二十八第一項の規定による

法第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

七 法第百四十八条及び第百五十二条第一項第一号の規定による法

第八十条第一項の免許の取消し

八 法第百五十二条第一項第二号の規定による閣議の決定を経て行
う業務の全部又は一部の停止の命令

九 法第百五十五条第一項の規定による認可

十 法第百五十五条の六及び第百五十五条の十第一項の規定による

法第百五十五条第一項の認可の取消し

十一〇十五 (略)

十六 法第百五十六条の二十六において準用する法第百四十八条及
び法第百五十六条の三十二第一項の規定による法第百五十六条の
二十四第一項の免許の取消し

十七 法第百九十四条の四第一項第六号、第七号、第十一号、第十

五号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第二十七号から第二

十九号まで、第三十一号、第三十二号、第三十五号及び第三十六

号の規定による通知

(証券取引等監視委員会への権限の委任の内容)

第三十八条 (略)

2 (略)

一〇四 (略)

(新設)

(新設)

五 法第百五十一条及び第百五十五条第一項(第一号に係る部分に
限る。)の規定による法第八十条第一項の免許の取消し

六 法第百五十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定に
よる閣議の決定を経て行う業務の全部又は一部の停止の命令

(新設)

(新設)

七〇十一 (略)

十二 法第百五十六条の二十六において準用する法第百五十一条及
び法第百五十六条の三十二第一項の規定による法第百五十六条の
二十四第一項の免許の取消し

十三 法第百九十四条の四第一項第六号、第七号、第十一号、第十

四号、第十七号から第十九号まで、第二十二号及び第二十三号の

規定による通知

(証券取引等監視委員会への権限の委任の内容)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 法第九十四條の六第二項第三号に規定する政令で定める規定は

、法第六十六條の十（法第二條第十一項各号に掲げる行為（以下の項及び次項において「証券仲介行為」という。）の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六條の十一、第六十六條の十三並びに第六十六條の十四において準用する法第四十二條の二及び第四十三條（同條第二号にあつては、証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。）

4 法第九十四條の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属証券会社等（法第六十六條の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。）とする証券仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四條第一項第十三号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九條の七の規定により定款において定められた同條に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十二條第一項（外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十七條から第四十二條まで（これらの規定を法第六十五條の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第四十二條の二（法第六十五條の二第六項及び第六十六條の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三條（同條第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指

（新設）

3 法第九十四條の六第二項第三号に規定する政令で定める業務は、協会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四條第一項第十三号に規定する調査に係る業務及び協会員の次に掲げる行為に関する法第七十九條の七の規定により定款において定められた同條に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十二條第一項（外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二條第二項、第三十七條から第四十二條まで（これらの規定を法第六十五條の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第四十二條の二（法第六十五條の二第六項及び外国証券業者に関する法律第十四條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三條（同條第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取

数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十（証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三、第二百二十九条、第三百一条第一項、第五百七条から第五百九条まで、第六百六十二条から第六百六十七条まで若しくは第六百六十八条から第六百七十一条までの規定又は法第六百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

5 法第九十四条の六第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号又は第二百二条第一号に規定する調査に係る業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一〇三（略）

6 法第九十四条の六第二項第六号に規定する政令で定める業務は、外国証券取引所参加者（法第一百五十五条の二第一項第六号に規定する外国証券取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為

引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十九条、第三百一条第一項、第五百七条から第五百九条まで、第六百六十二条から第六百六十七条まで若しくは第六百六十八条から第六百七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

4 法第九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号又は第二百二条第一号に規定する調査に係る業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一〇三（略）

（新設）

に関する法第百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十九条、第三百十条第一項、第三百五十七条から第三百五十九条まで、第三百六十二条から第三百六十七条まで若しくは第三百六十八条から第三百七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）

（の規定により付された条件（外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するための業務

の制限に係るものに限る。)に違反する行為

三 外国証券取引所の業務規則(法第五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。)に違反し、又は背反する行為

7 法第九十四条の六第二項第七号に規定する政令で定める権限は、法第八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限(法第九十四条の六第二項(第七号を除く。))の規定に基づき証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任された権限に係るものに限る。)とする。

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。第三項、次条第四項、第四十二条の二第一項及び第四項、第四十三条の五、第四十三条の十第一項並びに第四十三条の十一において同じ。)に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地(当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。次条第四項、第四十二条の二第一項、第四十三条の五第一項、第四十三条の十第一項及び第四十三条の十一において同じ。)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては

5 法第九十四条の六第二項第五号に規定する政令で定める権限は、法第八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限(法第九十四条の六第二項(第五号を除く。))の規定に基づき証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任された権限に係るものに限る。)とする。

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。第三項、次条第四項、第四十三条の六第一項及び第四十三条の七において同じ。)に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地(当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。次条第四項、第四十三条の六第一項及び第四十三条の七において同じ。)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

関東財務局長に委任する。

一〇三 (略)

二・三 (略)

(証券会社に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者及び証券会社の本店の所在地(第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一〇三 (略)

四 法第二十八条の四第一項の規定による登録の拒否

五〇十 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する証券会社に係るものを除く。)は、証券会社の本店(第五号に掲げる権限のうち法第六十一条第三項及び第四項の規定による承認並びに第七号に掲げる権限のうち法第六十一条第二項の規定による命令にあつては、外国証券会社の主たる支店(外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店をいう。)を含む。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十 (略)

一〇三 (略)

二・三 (略)

(証券会社に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者及び証券会社の本店の所在地(第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一〇三 (略)

四 法第二十八条の四の規定による登録の拒否

五〇十 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する証券会社に係るものを除く。)は、証券会社の本店(第五号に掲げる権限のうち法第六十一条第三項及び第四項の規定による承認並びに第七号に掲げる権限のうち法第六十一条第二項の規定による命令にあつては、外国証券会社の主たる支店(外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店をいう。)を含む。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十 (略)

十一 法第六十二条第一項の規定による審問（法第二十八条の登録の拒否に係るものを除く。）

十二 （略）

十三 法第六十二条第三項の規定による通知（法第二十八条の登録に係るものを除く。）

十四・十五 （略）

3 前項第十号に掲げる権限で証券会社の支店その他の本店以外の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。第四十三条第三項において同じ。）とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 第二項の金融庁長官の指定する証券会社に係る同項第十号に掲げる権限で、当該証券会社の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

十一 法第六十二条第一項の規定による審問（法第二十八条の登録の拒否に係るものに限る。）

十二 （略）

十三 法第六十二条第三項の規定による通知（法第二十八条の登録に係るものに限る。）

十四・十五 （略）

3 前項第十号に掲げる権限で証券会社の支店その他の本店以外の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社（同項に規定する子会社をいう。次条第三項において同じ。）とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

（新設）

5 前二項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6 (略)

7 長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一〇十 (略)

(証券会社等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条の二 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十三条の二第一項（法第三十三条の五において準用する

4 前項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

5 (略)

6 長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項の規定による登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務（証券会社の外務員に係るものに限る。）に係る権限を除く。）は、外務員の所属する証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一〇十 (略)

(新設)

場合を含む。)の規定による対象議決権保有届出書の受理

二 法第三十三条の四(法第三十三条の五において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

三 法第五十九条第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

2 長官権限のうち法第三十三条の三(法第三十三条の五において準用する場合を含む。)の規定による命令の権限(金融庁長官の指定する証券会社に係るものを除く。)は、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

3 第一項第三号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

4 第一項第三号に掲げる権限で居住者である証券会社の主要株主の本店又は主たる事務所以外の事務所(以下この項において「従たる事務所」という。)に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

(金融機関に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条 長官権限のうち次に掲げるものは、銀行、信託会社又は

(金融機関に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条 長官権限のうち次に掲げるものは、銀行、信託会社又は

金融機関（法第六十五条の二第一項に規定する金融機関をいう。）の本店又は主たる事務所（以下この条及び第四十三条の三において「本店等」という。）の所在地（第九号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一〇三（略）

四 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の四第一項の規定による登録の拒否

五〇十（略）

2・3（略）

4 第二項の金融庁長官の指定する登録金融機関に係る同項第十三号に掲げる権限で、当該登録金融機関の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前二項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該登録金融機関の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本

金融機関（法第六十五条の二第一項に規定する金融機関をいう。）の本店又は主たる事務所（以下この条及び次条において「本店等」という。）の所在地（第九号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一〇三（略）

四 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の四の規定による登録の拒否

五〇十（略）

2・3（略）

（新設）

4 前項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該登録金融機関の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店

店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6| (略)

7| 長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一〇十 (略)

(証券仲介業者に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の二 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者及び証券仲介業者の主たる営業所又は事務所（以下この条及び次条第一項において「主たる営業所等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所若しくは事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十一号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第六十六条の三第一項の規定による登録申請書の受理

二 法第六十六条の四第一項及び第六十六条の六第二項の規定によ

等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

5| (略)

6| 長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項の規定による登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務（登録金融機関の外務員に係るものに限る。）に係る権限を除く。）は、外務員の所属する登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一〇十 (略)

(新設)

る登録

- 三 法第六十六条の四第二項の規定による証券仲介業者登録簿の縦覧
- 四 法第六十六条の五の規定による登録の拒否
- 五 法第六十六条の六第一項及び第三項並びに第六十六条の第十七第一項の規定による届出の受理
- 六 法第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理
- 七 法第六十六条の十五第一項の規定による書類の受理
- 八 法第六十六条の十五第二項の規定による報告書の縦覧
- 九 法第六十六条の十八の規定による処分
- 十 法第六十六条の十九の規定による登録の抹消
- 十一 法第六十六条の二十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四条の六第二項第三号の規定により委員会に委任されたものを除く。）
- 十二 法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第一項の規定による審問
- 十三 法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞
- 十四 法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第三項の規定による通知
- 十五 法第八十七条の規定による処分（第十二号に掲げる審問及

び第十三号に掲げる聴聞に係るものに限る。）

2 前項第十一号に掲げる権限で証券仲介業者の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所又は当該証券仲介業者と取引をする者（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券仲介業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の七第一項の規定による登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する証券仲介業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第三項の

規定による登録申請書の受理

二 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第五項の規定による登録

三 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第六項、第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

四 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

五 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の四の規定による届出の受理

七 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

九 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十 法第六百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

(証券業協会に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の三 長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号

(証券業協会に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の二 長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号

に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第六十四条の七第五項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理 当該届出に係る外務員の所属する証券会社の本店（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店。以下この項、第四十三条の九及び第四十三条の第十二項において同じ。）、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

二 法第六十四条の七第六項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による命令 法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

三 法第六十四条の七第七項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞 法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

四 法第八十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの 法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店、登録金融機関の本店等又は証券

に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第六十四条の七第四項の規定による届出の受理 当該届出に係る外務員の所属する証券会社の本店（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店。以下この項、第四十三条の五及び第四十三条の六第二項において同じ。）又は登録金融機関の本店等の所在地

二 法第六十四条の七第五項の規定による命令 法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

三 法第六十四条の七第六項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞 法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

四 法第八十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの 法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店又は登録金融機関の本店等の所在地

仲介業者の主たる営業所等の所在地

25 (略)

(証券取引所に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の四 (略)

2 長官権限のうち法第一百五十一条の規定による権限(法第九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)は、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

3 前項に規定する権限で証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは支店その他の本店以外の営業所、当該証券取引所の子会社又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者(以下この条において「従たる事務所等」という。)に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

4 (略)

(株式会社証券取引所等の株主に関する権限の財務局長等への委任)

地

25 (略)

(証券取引所に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の三 (略)

2 長官権限のうち法第一百五十四条の規定による権限(法第九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)は、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

3 前項に規定する権限で証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは支店その他の本店以外の営業所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者(以下この条において「従たる事務所等」という。)に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

4 (略)

第四十三条の五 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第百三条の二第一項及び第百六条の十五の規定による届出の受理

二 法第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

2 前項第二号に掲げる権限で居住者の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

（証券取引所持株会社に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の六 長官権限のうち法第百六条の二十七の規定による権限は、証券取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限で証券取引所持株会社の本店以外の営業所又は当該証券取引所持株会社の子会社（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所持株会社の本店又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

（外国証券取引所に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の七 長官権限のうち法第五十五条の九の規定による権限（法第九十四条の六第二項第六号の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、外国証券取引所の国内における代表者の住所を管轄する財務局長（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限で外国証券取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）又は外国証券取引所参加者（以下この条において「事務所等」という。）に関するものについては

（新設）

、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国証券取引所の国内における代表者、当該事務所等以外の国内における事務所又は外国証券取引所参加者（以下この項において「国内における代表者等」という。）に対して検査等の必要を認めるときは、当該国内における代表者等に対し、検査等を行うことができる。

第四十三条の八、第四十三条の十一（略）

第四十四条 長官権限のうち法第九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所又は外国証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店、主たる営業所若しくは事務所又は国内における代表者（第三項において「本店等」という。）の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

第四十三条の四、第四十三条の七（略）

第四十四条 長官権限のうち法第九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券業協会又は証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店又は主たる事務所（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、証券仲介営業所等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等又は外国証券取引所従属事務所（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 (略)

4 第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第一百条第三項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の本店、主たる営業所若しくは事務所、証券支店等、金融支店等又は証券仲介営業所等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めるときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

5・6 (略)

7 第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本

2 前項に規定する委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、協会従属事務所等又は取引所従属事務所等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 (略)

4 第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第一百条第三項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社又は登録金融機関の本店若しくは主たる事務所、証券支店等又は金融支店等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めるときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

5・6 (略)

7 第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本

店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。）とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

8 (略)

9 第二項及び第四項に規定する「証券仲介営業所等」とは、証券仲介業者の主たる営業所若しくは事務所以外の営業所若しくは事務所又は当該証券仲介業者と取引をする者をいう。

10・11 (略)

12 第二項に規定する「外国証券取引所従属事務所」とは、外国証券取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）をいう。

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一～三 (略)

四 法第二百条第一号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第二十一号又は第二十二号の罪

五 (略)

六 法第二百五条第一号から第四号まで、第九号又は第十四号から第十六号までの罪

店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社（同項に規定する子会社をいう。）とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

8 (略)

(新設)

9・10 (略)

(新設)

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一～三 (略)

四 法第二百条第一号から第十四号まで、第十七号又は第十八号の罪

五 (略)

六 法第二百五条第一号から第四号まで、第八号又は第十一号から第十三号までの罪

七
(略)

七
(略)

二 外国証券業者に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十七号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「外国証券業者」、「外国証券会社」、「許可外国証券業者」、「有価証券」、「証券会社」、「証券取引所」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「証券取引為」、「証券業」、「有価証券指数」、「有価証券店頭指数」、「オプション」、「国内」、「支店」又は「国内における代表者」とは、それぞれ外国証券業者に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する外国証券業者、外国証券会社、許可外国証券業者、有価証券、証券会社、証券取引所、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、証券取引為、証券業、有価証券指数、有価証券店頭指数、オプション、国内、支店又は国内における代表者をいう。</p> <p>(資本の額及び持込資本金の額の計算)</p> <p>第三条 法第四条第三項及び第十三条の第三項に規定する資本の額は、発行済株式の発行価額（その発行価額のうち資本に組み入れないこととした額を除く。）の総額並びに株式を発行しないで準備金を資本に組み入れた額（これらの額に準ずる額を含む。）を合計し</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「外国証券業者」、「外国証券会社」、「有価証券」、「証券会社」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「証券取引為」、「証券業」、「有価証券指数」、「有価証券店頭指数」、「オプション」、「国内」又は「支店」とは、それぞれ外国証券業者に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する外国証券業者、外国証券会社、有価証券、証券会社、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、証券取引為、証券業、有価証券指数、有価証券店頭指数、オプション、国内又は支店をいう。</p> <p>(資本の額及び持込資本金の額の計算)</p> <p>第三条 法第四条第三項に規定する資本の額は、発行済株式の発行価額（その発行価額のうち資本に組み入れないこととした額を除く。）の総額並びに株式を発行しないで準備金を資本に組み入れた額（これらの額に準ずる額を含む。）を合計して計算しなければならな</p>

て計算しなければならない。

2 (略)

(最低資本の額)

第六条 法第六条第一項第四号に規定する政令で定める金額は、五千万円に相当する金額とする。

2 (略)

(経験年数の要件)

第十条の二 第四条第二項の規定は、法第十三条の四第一号ハに規定する政令で定める場合について準用する。この場合において、同項中「登録申請者」とあるのは「許可申請者」と、「証券取引行為のいずれかと同種類の行為」とあるのは「法第十三条の二第一項に規定する取引所取引と同種類の取引」と読み替えるものとする。

(取引の概要等を記載した書面の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る証券取引法施行令の準用)

第十二条の二 証券取引法施行令第十五条の五の規定は、法第十四条第一項において証券取引法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(取引報告書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る証券取引法施行令の準用)

い。

2 (略)

(最低資本の額)

第六条 法第六条第一項第四号に規定する政令で定める金額は、一億円に相当する金額とする。

2 (略)

(新設)

(取引の概要等を記載した書面の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る証券取引法施行令の準用)

第十二条の二 証券取引法施行令第十五条の四の規定は、法第十四条第一項において証券取引法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(取引報告書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る証券取引法施行令の準用)

第十二条の三 証券取引法施行令第十五条の六の規定は、法第十四条第一項において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(財務局長等への権限の委任)

第二十一条 法第四十二条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下この条において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、申請者及び外国証券会社の主たる支店の所在地(第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した支店の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一〇十 (略)

2 外国証券会社に係る長官権限のうち次に掲げるもの(金融庁長官が指定する外国証券会社に係るものを除く。)は、外国証券会社の主たる支店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第十五号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇八 (略)

九 法第十六条第一項及び第二項の規定による書類及び書面の受理
十・十一 (略)

十二 法第二十九条第一項の規定による審問(法第三条第一項の登

第十二条の三 証券取引法施行令第十五条の五の規定は、法第十四条第一項において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(財務局長等への権限の委任)

第二十一条 法第四十二条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(第二項及び第五項において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、申請者及び外国証券会社の主たる支店の所在地(第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した支店の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一〇十 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(金融庁長官が指定する外国証券会社に係るものを除く。)は、外国証券会社の主たる支店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第十五号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇八 (略)

九 法第十六条の規定による書類及び書面の受理
十・十一 (略)

十二 法第二十九条第一項の規定による審問(法第三条第一項の登

録の拒否に係るものを除く。)

十三 (略)

十四 法第二十九条第三項の規定による通知(法第三条第一項の登録に係るものを除く。)

十五(略)

3 前項第十五号に掲げる権限で外国証券会社の主たる支店以外の支店、当該外国証券会社の支店と取引を行う者、法第三十一条第一項に規定する特定法人等又は同条第二項に規定する特定金融機関(以下この条及び次条において「従たる支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる支店等の所在地(当該取引を行う者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

4 第二項の金融庁長官の指定する外国証券会社に係る同項第十五号に掲げる権限で、外国証券会社の従たる支店等に関するものについては、当該従たる支店等の所在地(当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前二項の規定により外国証券会社の従たる支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査(以下この項において「検査等」)

録の拒否に係るものに限る。)

十三 (略)

十四 法第二十九条第三項の規定による通知(法第三条第一項の登録に係るものに限る。)

十五(略)

3 前項第十五号に掲げる権限で外国証券会社の主たる支店以外の支店、当該外国証券会社の支店と取引を行う者、法第三十一条第一項に規定する特定法人等又は同条第二項に規定する特定金融機関(以下この項及び次項において「従たる支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる支店等の所在地(当該取引を行う者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

(新設)

4 前項の規定により外国証券会社の従たる支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査(以下この項において「検査等」と

という。)を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国証券会社の主たる支店又は当該従たる支店等以外の従たる支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる支店又は当該従たる支店等以外の従たる支店等に対し、検査等を行うことができる。

6 長官権限のうち次に掲げるもの(第一号から第九号までに掲げるものにあつては、証券取引法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務を同法第六十七条第一項に規定する証券業協会に行わせる場合における外国証券会社の支店の外務員(法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第一項に規定する外務員をいう。)に係る当該事務に係る権限を除く。)は、外国証券会社の主たる支店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一〇十 (略)

7 許可外国証券業者に係る長官権限のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する許可外国証券業者を除く。)は、許可外国証券業者の国内における代表者の住所を管轄する財務局長(当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第十三条の五において準用する法第十一条第一項の規定による職務代行者の選任及び同条第二項の規定による支払の命令

二 法第十三条の五において準用する法第十二条第一項及び第三項

いう。)を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国証券会社の主たる支店又は当該従たる支店等以外の従たる支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる支店又は当該従たる支店等以外の従たる支店等に対し、検査等を行うことができる。

5 長官権限のうち次に掲げるもの(第一号から第九号までに掲げるものにあつては、証券取引法第六十四条の七第一項の規定による登録事務を同法第六十七条第一項に規定する証券業協会に行わせる場合における外国証券会社の支店の外務員(法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第一項に規定する外務員をいう。)に係る当該事務に係る権限を除く。)は、外国証券会社の主たる支店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一〇十 (略)

(新設)

-
- 並びに第二十三条の二の規定による届出の受理
- 三 法第十五条第五項において準用する同条第一項及び第二項の規定による書類の受理
- 四 法第十五条第五項において準用する同条第四項の規定による命令
- 五 法第十六条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定による書類及び書面の受理
- 六 法第二十四条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定による処分（法第十三条の二第一項の許可の取消しに係るものを除く。）
- 七 法第二十七条第二号の規定による公告（法第十三条の二第一項の許可の取消しに係るものを除く。）
- 八 法第二十九条第二項の規定による聴聞（法第十三条の二第一項の許可の取消しに係るものを除く。）
- 九 法第二十九条第三項の規定による通知（法第十三条の二第一項の許可の取消しに係るものを除く。）
- 十 法第三十一条第三項（法第三十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第四十二条第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）
- 十一 法第三十三条第一項の規定による依頼の受理及び同条第二項の規定による意見の陳述
- 十二 法第三十六条第一項において準用する証券取引法第百八十七
-

条の規定による処分のうち第八号に掲げる聴聞に係るもの

8 前項第十号に掲げる権限で許可外国証券業者の事務所その他の施設（国内における代表者の住所を除く。以下この条及び次条において「事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

9 第七項の金融庁長官の指定する許可外国証券業者に係る同項第十号に掲げる権限で、当該許可外国証券業者の事務所等に関するものについては、当該事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

10 前二項の規定により許可外国証券業者の事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該許可外国証券業者の国内における代表者又は当該事務所等以外の事務所その他の施設に対して検査等の必要を認めるときは、当該国内における代表者又は当該事務所等以外の事務所その他の施設に対し、検査等を行うことができる。

第二十二條 法第四十二條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち同條第二項の規定により委員会に委任された法第三十

（新設）

（新設）

（新設）

第二十二條 法第四十二條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち同條第二項の規定により委員会に委任された法第三十

一条の規定による権限は、外国証券会社の主たる支店の所在地又は許可外国証券業者の国内における代表者の住所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する委員会の権限で外国証券会社の従たる支店等又は許可外国証券業者の事務所等に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる支店等又は当該事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により外国証券会社の従たる支店等又は許可外国証券業者の事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国証券会社の主たる支店若しくは当該従たる支店等以外の従たる支店等（以下この項において「他の従たる支店等」という。）又は当該許可外国証券業者の国内における代表者若しくは当該事務所等以外の事務所その他の施設（以下この項において「他の事務所等」という。）に対して検査等の必要を認めたとときは、当該主たる支店若しくは他の従たる支店等又は当該国内における代表者若しくは他の事務所等に対し、検査等を行うことができる。

4 第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか

一条の規定による権限は、外国証券会社の主たる支店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する委員会の権限で第二十一条第三項に規定する外国証券会社の従たる支店等に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により外国証券会社の従たる支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国証券会社の主たる支店又は当該従たる支店等以外の従たる支店等（以下この項において「他の従たる支店等」という。）に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる支店又は他の従たる支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか

、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（証券取引法第百十条第三項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等（同法第二条第十四項に規定する有価証券の売買等をいう。以下この項において同じ。）に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行っている外国証券会社の主たる支店若しくは従たる支店等又は許可外国証券業者の国内における代表者若しくは事務所その他の施設に対して報告又は資料の提出を命ずるときは、当該外国証券会社の主たる支店若しくは当該従たる支店等又は当該許可外国証券業者の国内における代表者若しくは事務所その他の施設に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

5 第一項の規定は、委員会の指定する外国証券会社の支店及び許可外国証券業者の国内における代表者又は事務所その他の施設に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

6 (略)

、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（証券取引法第百十条第三項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等（同法第二条第十二項に規定する有価証券の売買等をいう。以下この項において同じ。）に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行っている外国証券会社の主たる支店又は従たる支店等に対して報告又は資料の提出を命ずるときは、当該外国証券会社の主たる支店又は当該従たる支店等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

5 第一項の規定は、委員会の指定する外国証券会社の支店に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

6 (略)

三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案	現行
<p>（法第二条第一項等に規定する政令で定める者）</p> <p>第二条 法第二条第一項及び第三十四条の五第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 認可投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号。以下「投資顧問業法」という。）第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業法第二条第三項に規定する投資顧問業者をいう。以下同じ。）（当該認可投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、投資信託委託業者が運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託しようとする投資信託財産（法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。第四十四条から第四十六条までを除き、以下同じ。）の受託会社（法第十五条第一項第一号に規定する受託会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。）</p> <p>四・五 （略）</p> <p>（特定資産の範囲）</p> <p>第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げる</p>	<p>（法第二条第一項等に規定する政令で定める者）</p> <p>第二条 法第二条第一項及び第三十四条の五第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 認可投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号。以下「投資顧問業法」という。）第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業法第二条第三項に規定する投資顧問業者をいう。以下同じ。）</p> <p>四・五 （略）</p> <p>（特定資産の範囲）</p> <p>第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げる</p>

ものとする。

一〇十二 (略)

十三 金融先物取引等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十一項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）に係る権利

十四〇十八 (略)

（法第二条第二項に規定する政令で定める者）

第四条 法第二条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 認可投資顧問業者

三 第二条第一号、第四号又は第五号に掲げる者

（証券投資信託の範囲）

第五条 法第二条第四項に規定する政令で定める委託者指図型投資信託は、投資信託財産の総額の二分の一を超える額を有価証券に対する投資として運用すること（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。）を目的とする委託者指図型投資信託とする。

ものとする。

一〇十二 (略)

十三 金融先物取引等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第九項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）に係る権利

十四〇十八 (略)

（法第二条第二項に規定する政令で定める者）

第四条 法第二条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 (新設)

三 第二条第一号又は第三号から第五号までに掲げる者

（証券投資信託の範囲）

第五条 法第二条第四項に規定する政令で定める委託者指図型投資信託は、投資信託財産（法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。第四十四条から第四十六条までを除き、以下同じ。）の総額の二分の一を超える額を有価証券に対する投資として運用すること（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。）を目的とする委託者指図型投資信託とする。

(公募の範囲)

第六条 (略)

2 前項の場合における人数の計算については、取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家(証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条及び第五十四条において同じ。)が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。

一 当該適格機関投資家が二百五十人以下であること。

二 次に掲げる事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、当該適格機関投資家に対する受益証券の取得の申込みの勧誘が行われること。

イ 当該受益証券を取得した適格機関投資家が当該受益証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと。

ロ 当該受益証券を取得した適格機関投資家が当該受益証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該受益証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他内閣府令で定める事項を記載した書面を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時に交付すること。

三 当該受益証券に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得した者が当該受益証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡

(公募の範囲)

第六条 (略)

(新設)

が禁止される旨の制限が付されていることその他当該受益証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

(適格機関投資家私募の範囲)

第七条 法第二十四条に規定する政令で定める場合は、受益証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

(金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外)

第八条 法第五条の三に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。

一 受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する有価証券（内閣府令で定めるものに限る。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券の取得の申込みの勧誘が募集（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。次号、第二十八条及び第五十条において同じ。）により行われる場合にあつては、当該受益証券が証券取引所（同法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。次号において同じ。）に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次号において

(適格機関投資家私募の範囲)

第七条 法第二十四条に規定する政令で定める場合は、受益証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家（証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第五十四条において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

(金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外)

第八条 法第五条の三に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。

一 受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する有価証券（内閣府令で定めるものに限る。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券の取得の申込みの勧誘が募集（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。次号、第二十八条及び第五十条において同じ。）により行われる場合にあつては、当該受益証券が証券取引所（同法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。次号において同じ。）に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次号において

同じ。)に登録される旨を投資信託約款(法第二十五条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。第四十五条を除き、以下同じ。)に定めた証券投資信託(金銭の信託に限る。)

二・三 (略)

(最低資本の額)

第十条 法第九条第二項第二号に規定する政令で定める金額は、五千万円とする。

2 (略)

(特別の関係)

第十四条の二 法第九条第五項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 共同で会社の対象議決権(法第九条第三項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。)を保有し、又は当該会社の対象議決権を行使することを合意している者(次項において「共同保有者」という。)の関係

二 夫婦の関係

三 会社の総株主又は総社員の議決権(法第九条第四項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有している者(以下この条において「支配株主等」という。)と当該会社(以下この条において「被支配会社」という。)との関係

同じ。)に登録される旨を投資信託約款(法第二十五条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。第四十五条を除き、以下同じ。)に定めた証券投資信託(金銭の信託に限る。)

二・三 (略)

(最低資本の額)

第十条 法第九条第二項第二号に規定する政令で定める金額は、一億円とする。

2 (略)

(新設)

四 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

- 2 共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。
- 3 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。
- 4 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

(法第十五条第一項第一号に規定する政令で定める取引)

第十六条 法第十五条第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 四 (略)
 - 五 投資信託委託業者が、法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業(金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業をいう。以下同じ。)を営む場合において、投資信託財産に係る金融先物取引等の取次ぎを行うこと。
- 六 八 (略)

(法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産等)

(法第十五条第一項第一号に規定する政令で定める取引)

第十六条 法第十五条第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 四 (略)
 - 五 投資信託委託業者が、法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業(金融先物取引法第二条第十項に規定する金融先物取引業をいう。以下同じ。)を営む場合において、投資信託財産に係る金融先物取引等の取次ぎを行うこと。
- 六 八 (略)

(法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産等)

第十九条 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一～七 (略)

八 金融オプションと類似の権利であつて海外金融先物市場（金融先物取引法第二十一条に規定する海外金融先物市場をいう。）

（において行われる金融先物取引と類似の取引に係るもの

九～十二 (略)

2 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める指数又は数値は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 有価証券店頭指数（証券取引法第二十五条第二十五項に規定する有価証券店頭指数をいう。）

三・四 (略)

（法第十五条第二項第三号二等に規定する政令で定める者）

第二十一条 法第十五条第二項第三号ニ、第三十四条の三第二項第三号ニ及び第四十九条の九第二項第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～六 (略)

七 金融先物取引業者（金融先物取引法第十二条第十三項に規定する金融先物取引業者をいう。）

（取引報告書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係

第十九条 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一～七 (略)

八 金融オプションと類似の権利であつて海外金融先物市場（金融先物取引法第九条に規定する海外金融先物市場をいう。）

（において行われる金融先物取引と類似の取引に係るもの

九～十二 (略)

2 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める指数又は数値は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 有価証券店頭指数（証券取引法第二十一条第二十二項に規定する有価証券店頭指数をいう。）

三・四 (略)

（法第十五条第二項第三号二等に規定する政令で定める者）

第二十一条 法第十五条第二項第三号ニ、第三十四条の三第二項第三号ニ及び第四十九条の九第二項第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～六 (略)

七 金融先物取引業者（金融先物取引法第十二条第十一項に規定する金融先物取引業者をいう。）

（取引報告書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係

る証券取引法施行令の準用)

第二十九条の二 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)
第十五条の六の規定は、法第二十七条(法第四十九条の十一)において準用する場合を含む。)及び法第九十七条において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(法第三十四条の十三第一号等に規定する政令で定める使用人)

第四十条 法第三十四条の十三第一号及び第三十四条の十五第一号に規定する政令で定める使用人は、その証券会社(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。第五十七条第六号において同じ。)若しくは証券仲介業者(証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。)のために同法第六十四条第一項各号(同法第六十六条の二十三及び外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。)に掲げる行為を行う使用人又はその許可外国証券業者(同法第二条第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。)のために同法第十三条の二第一項に規定する取引所取引を行う使用人とする。

(投資法人の設立等に関する読替え)

第五十九条 (略)

2 (略)

る証券取引法施行令の準用)

第二十九条の二 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)
第十五条の五の規定は、法第二十七条(法第四十九条の十一)において準用する場合を含む。)及び法第九十七条において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(法第三十四条の十三第一号等に規定する政令で定める使用人)

第四十条 法第三十四条の十三第一号及び第三十四条の十五第一号に規定する政令で定める使用人は、その証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。)のために証券取引法第六十四条第一項各号(外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。)に掲げる行為を行う使用人とする。

(投資法人の設立等に関する読替え)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 法第七十三条第四項の規定において投資法人の創立総会について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

(略)	(略)	(略)	第二百四十九条第一項	(略)	(略)	取締役又ハ監査役員
-----	-----	-----	------------	-----	-----	-----------

4 (略)

(特別清算に関する読替え)

第八十九条 法第六十四条第四項の規定において投資法人の特別清算について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規

3 法第七十三条第四項の規定において投資法人の創立総会について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

(略)	(略)	(略)	第二百四十九条第一項	(略)	(略)	取締役及監査役員
-----	-----	-----	------------	-----	-----	----------

4 (略)

(特別清算に関する読替え)

第八十九条 法第六十四条第四項の規定において投資法人の特別清算について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規

定において準用する同法及び破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四百四十二条第一項において準用する第二百四十四条第三項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

（投資信託委託業者等が行う投資証券の募集等又は募集の取扱い等
 に関し証券取引法を準用する場合の読替え）

第九十九条 法第九十七条の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等について証券取引法第三十三条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号、第四十二

定において準用する同法及び破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四百四十二条第一項において準用する第二百四十四条第二項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

（投資信託委託業者等が行う投資証券の募集等又は募集の取扱い等
 に関し証券取引法を準用する場合の読替え）

第九十九条 法第九十七条の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等について証券取引法第三十三条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号、第四十二

条の二第一項及び第三項、第四十三條並びに第四十五條の規定を準用する場合におけるこれらの規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	読み替える証券取引法の規定
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	読み替える字句

条の二第一項及び第三項、第四十三條並びに第四十五條の規定を準用する場合におけるこれらの規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	読み替える証券取引法の規定
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	読み替える字句

<p>2 (略)</p> <p>(関係行政機関の長との協議等)</p> <p>第百一条 (略)</p> <p>2 法第二百二十四条の二の政令で定める命令その他の処分は、不動産に関し行われる次に掲げるものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 法第三十四条の十一第一項ただし書及び第六項の規定に基づく承認</p> <p>六 十 (略)</p> <p>三 七 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(関係行政機関の長との協議等)</p> <p>第百一条 (略)</p> <p>2 法第二百二十四条の二の政令で定める命令その他の処分は、不動産に関し行われる次に掲げるものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 法第三十四条の十一第一項ただし書及び第五項の規定に基づく承認</p> <p>六 十 (略)</p> <p>三 七 (略)</p>
--	--

四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百二十三号）

改正案	現行
<p>（投資顧問業者と密接な関係を有する者の範囲）</p> <p>第八条 法第十九条及び法第三十三条において準用する法第十九条に規定する政令で定める者は、銀行、証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。）その他の内閣府令で定める者以外の者で、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 投資顧問業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p>イ 次に掲げる者が、当該投資顧問業者の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第十条において同じ。）をいう。以下この条及び第十条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を、自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第十条において同じ。）の名義をもつて保有していること。</p>	<p>（投資顧問業者と密接な関係を有する者の範囲）</p> <p>第八条 法第十九条及び法第三十三条において準用する法第十九条に規定する政令で定める者は、銀行、証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。）その他の内閣府令で定める者以外の者で、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 投資顧問業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p>イ 次に掲げる者が、当該投資顧問業者の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第十条において同じ。）をいう。以下この条及び第十条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を、自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第十条において同じ。）の名義をもつて保有していること。</p>

(1) (略)

(2) 当該者が法人（法人でない社団又は財団を含む。次号イ(2)を除き、以下この条及び第十条において同じ。）である場合におけるその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者として内閣府令で定めるものをいう。次号イ(2)及び第十条第三号イ(2)を除き、以下この条及び第十条において同じ。）及び主要株主（法人の総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。以下この条及び第十条において同じ。）

(3) (7) (略)

ロ イ(1)から(7)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条及び第十条において同じ。）及び使用人が、当該投資顧問業者の役員の過半数を占めていること又はその代表権限を有する役員であること。

四 投資顧問業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人

イ (略)

ロ イ(1)から(7)までに掲げる者並びに当該投資顧問業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人の役員^{の過半数を占めていること又はその代表権限を有する役員であること。}

五 (略)

(1) (略)

(2) 当該者が法人（法人でない社団又は財団を含む。次号イ(2)を除き、以下この条及び第十条において同じ。）である場合におけるその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者として内閣府令で定めるものをいう。次号イ(2)及び第十条第三号イ(2)を除き、以下この条及び第十条において同じ。）及び主要株主（法人の総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。以下この条及び第十条において同じ。）

(3) (7) (略)

ロ イ(1)から(7)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者及び使用人が、当該投資顧問業者の役員^{の過半数を占めていること又はその代表権限を有する役員であること。}

四 投資顧問業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人

イ (略)

ロ イ(1)から(7)までに掲げる者並びに当該投資顧問業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人の役員^{の過半数を占めていること又はその代表権限を有する役員であること。}

五 (略)

(投資顧問業者の利害関係人の範囲)

第十条 法第二十二條第二項第一号及び法第三十條の三第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 投資顧問業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当該投資顧問業者の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該投資顧問業者の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) (6) (略)

(削る)

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者及び使用人が、当該投資顧問業者の役員の過半数を占めていること又はその代表権限を有する役員であること。

三 投資顧問業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当該法人の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該法人の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) (6) (略)

(投資顧問業者の利害関係人の範囲)

第十条 法第二十二條第二項第一号及び法第三十條の三第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 投資顧問業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当該投資顧問業者の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該投資顧問業者の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) (6) (略)

(7) (4)から(6)までに掲げる役員の親族

ロ イの(1)から(7)までに掲げる者並びにイの(1)に掲げる当該者の役員であつた者及び使用人が、当該投資顧問業者の役員の過半数を占めていること又はその代表権限を有する役員であること。

三 投資顧問業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当該法人の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該法人の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) (6) (略)

(削る)

ロ イ(2)から(6)までに掲げる者並びに当該投資顧問業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人の役員の過半数を占めていること又はその代表権限を有する役員であること。

四 (略)

(証券業等を営む投資顧問業者が開示を要する取引)

第十一条 法第二十三条の二第一項及び法第二十三条の三第一項の規定により読み替えて適用する法第十六条第一項第一号の政令で定めるものは、投資顧問業者が投資顧問契約を締結している顧客に対して助言を行ったものと同一の銘柄について、当該助言を行った日と同一の日に当該投資顧問業者の計算で行つた取引とする。

(証券業を営む投資顧問業者が行うことのできる貸付け等)

第十二条 法第二十三条の二第六項及び法第三十一条の二第六項の規定により読み替えて適用する法第二十条の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 法第二十三条の二第六項及び法第三十一条の二第六項の規定により読み替えて適用する法第二十条の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

3 法第二十三条の二第七項及び法第三十一条の二第七項の規定によ

(7) (4)から(6)までに掲げる役員の親族

ロ イの(2)から(7)までに掲げる者並びに当該投資顧問業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人の役員の過半数を占めていること又はその代表権限を有する役員であること。

四 (略)

(証券業を営む投資顧問業者が開示を要する取引)

第十一条 法第二十三条第二項に規定する政令で定めるものは、投資顧問業者が投資顧問契約を締結している顧客に対して助言を行ったものと同一の銘柄について、当該助言を行った日と同一の日に当該投資顧問業者の計算で行つた取引とする。

(証券業を営む投資顧問業者が行うことのできる貸付け等)

第十二条 法第二十三条第四項及び法第三十一条第五項の規定により読み替えて適用する法第二十条の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 法第二十三条第四項及び法第三十一条第五項の規定により読み替えて適用する法第二十条の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

り読み替えて適用する法第二十条の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 証券取引法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社による投資顧問業者の顧客への金銭又は有価証券の貸付け
- 二 証券会社が証券取引法第三十四条第一項に規定する業務として行う投資顧問業者の顧客への金銭又は有価証券の貸付け（前号に掲げる貸付けを除く。）

（証券業等を営む投資顧問業者に係る特例）

第十三条 投資顧問業者（認可投資顧問業者を除く。）が証券業（証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者（証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）又は許可外国証券業者（外国証券業者に関する法律第二条第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。）である場合を除く。）又は信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関が営む同項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を営む場合においては、その行う投資顧問業に関して、法第十三条第一項の規定は、適用しない。

2 投資顧問業者が証券業を営む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）又は信託業務を営

（証券業を営む投資顧問業者に係る特例）

第十三条 投資顧問業者（認可投資顧問業者を除く。）が証券業（証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営む場合においては、その行う投資顧問業に関して、法第十三条第一項の規定は、適用しない。

2 証券業を営む投資顧問業者に対する法第十四条第一項の規定の適用に当たっては、同項第三号に掲げる事項を除くものとする。

む場合における当該投資顧問業者に対する法第十四条第一項の規定の適用に当たっては、同項第三号に掲げる事項を除くものとする。

3 投資顧問業者が証券業を営む場合（当該投資顧問業者が許可外国証券業者である場合を除く。）又は信託業務を営む場合において当該投資顧問業者は、引受け等（有価証券の引受け、売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いとして証券取引法第二条第八項第四号から第六号までに掲げる行為をいう。第十六条において同じ。）を行つた有価証券について、投資顧問契約を締結している顧客に対して助言を行つたときは、内閣府令で定めるところによりその旨を法第十六条第一項に規定する書面において明らかにしなければならない。

（信託業務を営む投資顧問業者が行うことのできる貸付け等）

第十三条の二 法第二十三条の三第三項及び法第三十一条の三第三項の規定により読み替えて適用する法第二十条の政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関

二 信託会社

三 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九第一号及び第三号に掲げる金融機関

2 法第二十三条の三第三項及び法第三十一条の三第三項の規定により読み替えて適用する法第二十条の政令で定める行為は、同条ただ

3 証券業を営む投資顧問業者は、引受け等（有価証券の引受け、売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いとして証券取引法第二条第八項第四号から第六号までに掲げる行為をいう。第十六条において同じ。）を行つた有価証券について、投資顧問契約を締結している顧客に対して助言を行つたときは、内閣府令で定めるところによりその旨を法第十六条第一項に規定する書面において明らかにしなければならない。

（新設）

し書に規定する顧客に対する金銭の貸付けの媒介（信託業法（大正十一年法律第六十五号）第五条第一項第三号に規定するものに限る。）及び有価証券の貸付けの代理（同項第七号イに規定するものに限る。）とする。

（法第二十三条の五第一号に規定する政令で定める使用人）

第十四条 法第二十三条の五第一号に規定する政令で定める使用人は、投資顧問業を兼営している証券会社等（法第二十二条第二号に規定する証券会社等をいう。）の使用人のうち、本店その他の営業所又は事務所（外国証券会社にあつては外国証券業者に関する法律第四条第一項第四号に規定する主たる支店その他の支店をい、許可外国証券業者にあつては同法第十三条の三第一項第七号に規定する国内における事務所その他の施設をいう。）の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものをいう。

（法第二十三条の六第二号に規定する政令で定める使用人）

第十四条の二 法第二十三条の六第二号に規定する政令で定める使用人は、投資顧問業を兼営している信託業務を営む金融機関の使用人のうち、本店、支店その他の営業所又は事務所（外国銀行にあつては、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。）の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものをいう。

（法第二十三条の三第一号に規定する政令で定める使用人）

第十四条 法第二十三条の三第一号に規定する政令で定める使用人は、投資顧問業を兼営している証券会社の使用人のうち、本店その他の営業所（外国証券会社においては、外国証券業者に関する法律第四条第一項第四号に規定する主たる支店その他の支店をいう。）の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものをいう。

（新設）

(特別の関係)

第十四条の三 法第二十七条第五項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 共同で会社の対象議決権（法第二十七条第三項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を保有し、又は当該会社の対象議決権を行使することを合意している者（次項において「共同保有者」という。）の関係

二 夫婦の関係

三 会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十七条第四項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

2 共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

4 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項

(新設)

の規定を適用する。

(証券業等を営む認可投資顧問業者が開示を要する取引)

第十五条 法第三十一条の二第一項及び法第三十一条の三第一項の規定により読み替えて適用する法第十六条第一項第一号の政令で定めるものは、認可投資顧問業者が投資一任契約を締結している顧客から一任された投資判断に基づく投資を行った日と同一の銘柄について、当該投資判断に基づく投資を行った日と同一の日に当該認可投資顧問業者の計算で行った取引とする。

(証券業等を営む認可投資顧問業者に係る特例)

第十六条 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が許可外国証券業者である場合を除く。)又は信託業務を営む場合において当該認可投資顧問業者は、引受け等を行った有価証券について、投資一任契約を締結している顧客から一任された投資判断に基づく投資を行ったときは、内閣府令で定めるところによりその旨を法第三十三条において準用する法第十六条第一項に規定する書面において明らかにしなければならない。

(外国法人等である投資顧問業者に関する読替え等)

第十八条 外国法人等である投資顧問業者に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(証券業を営む認可投資顧問業者が開示を要する取引)

第十五条 法第三十一条第三項に規定する政令で定めるものは、認可投資顧問業者が投資一任契約を締結している顧客から一任された投資判断に基づく投資を行った日と同一の銘柄について、当該投資判断に基づく投資を行った日と同一の日に当該認可投資顧問業者の計算で行った取引とする。

(証券業を営む認可投資顧問業者に係る特例)

第十六条 証券業を営む認可投資顧問業者は、引受け等を行った有価証券について、投資一任契約を締結している顧客から一任された投資判断に基づく投資を行ったときは、内閣府令で定めるところによりその旨を法第三十三条において準用する法第十六条第一項に規定する書面において明らかにしなければならない。

(外国法人等である投資顧問業者に関する読替え等)

第十八条 外国法人等である投資顧問業者に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

					読み替える法の規定
(略)	第二十七条第一項 第二号	(略)	第二十七条第一項 第一号	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	読み替える字句

2
(略)

(財務局長等への権限の委任)

第二十二條 法第五十一條の二第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただ

					読み替える法の規定
(略)	第二十七条第二号	(略)	第二十七条第一号	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	読み替える字句

2
(略)

(財務局長等への権限の委任)

第二十二條 法第五十一條の二第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（第四項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任

し、第五号（法第十条第四項の規定による命令に係る部分を除く。）
第九号から第十一号まで及び第十三号に掲げる権限は、金融庁
長官が自ら行うことを妨げない。

一（略）

二 法第五条第一項及び第三十五条第一項（法第九条第四項及び附
則第三条第二項において適用する場合を含む。）の規定による書
類の受理並びに法第八条第一項、第九条第一項、第十条第三項、
第五項及び第八項、第二十三条、第二十九条第一項並びに第三十
一条第三項の規定による届出の受理

三〇五（略）

六 法第二十三条の二第一項、第二十三条の三第一項、第三十一
条の二第一項及び第三十一条の三第一項の規定による承認

七〇十五（略）

2 前項第九号に掲げる権限で投資顧問業者の主たる営業所以外の営
業所（以下この項及び次項において「従たる営業所」という。）に
関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局
長のほか、当該従たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所
在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務
支局長）も行うことができる。

三〇六（略）

（認可投資顧問業者の主要株主に関する権限の財務局長等への委任）

する。ただし、第五号（法第十条第四項の規定による命令に係る部
分を除く。）
第八号から第十号まで及び第十二号に掲げる権限は
、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一（略）

二 法第五条第一項及び第三十五条第一項（法第九条第四項及び附
則第三条第二項において適用する場合を含む。）の規定による書
類の受理並びに法第八条第一項、第九条第一項、第十条第三項、
第五項及び第八項、第二十三条第一項並びに第二十九条第一項の
規定による届出の受理

三〇五（略）

（新設）

六〇十四（略）

2 前項第八号に掲げる権限で投資顧問業者の主たる営業所以外の営
業所（以下この項及び次項において「従たる営業所」という。）に
関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局
長のほか、当該従たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所
在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務
支局長）も行うことができる。

三〇六（略）

（新設）

第二十三条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下この項及び第四項において同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者（同条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第二十九条の二第一項（法第二十九条の五において準用する場合を含む。）の規定による対象議決権保有届出書の受理

二 法第二十九条の四（法第二十九条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

三 法第三十六条第二項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問

2 長官権限のうち法第二十九条の三（法第二十九条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令の権限は、認可投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

3 第一項第三号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、認可投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管

轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 第一項第三号に掲げる権限で居住者である認可投資顧問業者の主要株主の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

五 金融先物取引法施行令（平成元年政令第五十三号）

改正案	現行
<p>（法第二条第十四項に規定する政令で定める取引）</p> <p>第一条の二 法第二条第十四項に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（金融先物取引等及び店頭金融先物取引を除く。）とする。</p> <p>（特別の関係）</p> <p>第二条の二 法第三十四条の二十第五項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。</p> <p>一 共同で株式会社金融先物取引所の対象議決権（法第三十四条の二十第一項本文に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社金融先物取引所の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係</p> <p>二〇四（略）</p> <p>二〇四（略）</p> <p>二〇四（略）</p>	<p>（法第二条第十二項に規定する政令で定める取引）</p> <p>第一条の二 法第二条第十二項に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（金融先物取引等及び店頭金融先物取引を除く。）とする。</p> <p>（特別の関係）</p> <p>第二条の二 法第三十四条の二十第三項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。</p> <p>一 共同で株式会社金融先物取引所の対象議決権（法第三十四条の二十第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社金融先物取引所の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係</p> <p>二〇四（略）</p> <p>二〇四（略）</p> <p>二〇四（略）</p>

(経験年数の要件)

第二条の五 法第五十五条の五第二項第一号に規定する政令で定める期間は、三年とする。

2 法第五十五条の五第二項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が海外金融先物市場を開設してから経過した期間を認可申請者が当該海外金融先物市場を開設してから経過した期間とみなして認可申請者の当該期間を算定した場合に、その期間が引き続き三年以上である場合とする。

一 組織変更により認可申請者となったと認められる者又は認可申請者に合併された者

二 分割により認可申請者に海外金融先物市場を開設する業務の全部又は一部(内閣府令で定める場合に限る。)を承継させた者

三 認可申請者に海外金融先物市場を開設する業務の全部又は一部(内閣府令で定める場合に限る。)を譲渡した者

四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

(外国法人である金融先物取引業者に関する特例)

第六条 法第八十四条の規定による外国の法令に準拠して設立された法人(以下「外国法人」という。)である金融先物取引業者に対する法第七十六条に規定する事業報告書の提出期限に関する特例及び法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

(外国法人である金融先物取引業者に関する特例)

第六条 法第八十四条の規定による外国の法令に準拠して設立された法人である金融先物取引業者に対する法第七十六条に規定する事業報告書の提出期限に関する特例及び法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第六十四条第 一項第四号	第六十四条第 一項第一号	第五十九条第 一項第二号	第五十九条第 一項第一号	第五十八条第 一項第三号	第五十八条第 一項第二号	読み替える法 の規定
(略)	役員 法人を代表する	役員 法人を代表する	(略)	(略)	役員 の氏名及び	所在地 営業所又は事務 所の名称及び所 在地	読み替えられる 字句
(略)	法人の役員	法人の役員	(略)	(略)	役員及び国内における代表者の 氏名並びに	国内における営業所又は事務所 の名称及び所在地	読み替える字句

(略)	(新設)	(新設)	第五十九条第 一項第二号	第五十九条第 一項第一号	(新設)	(新設)	読み替える法 の規定
(略)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	読み替えられる 字句
(略)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	読み替える字句

第七十六条	(略)	(略)
三月	(略)	六月(外国法人である金融先物取引業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、事業報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間)
第七十九条第二項 役員	国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者	

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)
 第七条 法第九十二条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

第七十六条	(略)	(略)
三月	(略)	六月(外国の法令に準拠して設立された法人である金融先物取引業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、事業報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間)
(新設)	(新設)	(新設)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)
 第七条 法第九十二条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第三十四条の三十四第一項及び第三項ただし書の規定による認可

三 法第三十四条の四十七及び第三十四条の四十九第一項の規定による法第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

四 (略)

五 法第五十五条の二第一項の規定による認可

六 法第五十五条の七及び第五十五条の十一第一項の規定による法第五十五条の二第一項の認可の取消し

七 法第九十条の二の規定による免許及び法第九十条の二十一第一項の規定による承認

八 法第九十条の十九第一項及び第二項の規定による法第九十条の二の免許の取消し並びに法第九十条の十九第二項及び法第九十条の二十二の規定による法第九十条の二十一第一項の承認の取消し

九 法第九十一条の三の三第一項第一号、第六号、第十号、第十二号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十一号及び第二十二号の規定による通知

(金融先物取引所等に関する権限の財務局長等への委任)

第八条 法第九十二条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(同条第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任されたも

(新設)

(新設)

二 (略)

(新設)

(新設)

三 法第九十条の二の規定による免許又は法第九十条の二十一第一項の規定による承認

四 法第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定による法第九十条の二の免許の取消し又は法第九十条の十九第二項若しくは法第九十条の二十二の規定による法第九十条の二十一第一項の承認の取消し

五 法第九十一条の三の三第一項第一号、第四号、第八号及び第九号の規定による通知

(財務局長等への権限の委任)

第八条 法第九十二条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(同条第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任されたも

のを除く。第四項において「長官権限」という。）であつて次に掲げるものは、金融先物取引所及びその会員等、金融先物取引所持株会社、金融先物取引所又は金融先物取引所持株会社の子会社、外国金融先物取引所参加者並びに金融先物取引業者に係るものにあつてはその主たる営業所又は事務所の所在地を、外国金融先物取引所に係るものにあつてはその国内における代表者の住所を、金融先物取引業協会に係るものにあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務局長）に委任するものとする。ただし、第一号から第三号まで、第八号、第九号及び第十三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十四条の四十八第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問

二 (略)

三 法第五十五条の十第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問

四 (略)

2 前項第一号から第三号まで、第八号、第九号及び第十三号に掲げる権限で金融先物取引所及びその会員等、金融先物取引所持株会社、金融先物取引所又は金融先物取引所持株会社の子会社、外国金融先物取引所参加者、金融先物取引業者並びに金融先物取引業協会の主たる営業所若しくは事務所以外の営業所若しくは事務所又は外国金融先物取引所の国内における事務所その他の施設（国内における

のを除く。第四項において「長官権限」という。）であつて次に掲げるものは、金融先物取引所及びその会員等並びに金融先物取引業者に係るものにあつてはその主たる営業所又は事務所の所在地を、金融先物取引業協会に係るものにあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務局長）に委任するものとする。ただし、第一号、第六号、第七号及び第十一号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(新設)

一 (略)

(新設)

二 (略)

2 前項第一号、第六号、第七号及び第十一号に掲げる権限で金融先物取引所及びその会員等、金融先物取引業者並びに金融先物取引業協会の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内に

代表者の住所を除く。以下「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、同項に規定する者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、その者の当該従たる営業所等以外の営業所若しくは事務所その他の施設に対して検査等の必要を認めるときは、当該従たる営業所等以外の営業所若しくは事務所その他の施設に対し、検査等を行うことができる。

4 (略)

5 (略)

6 金融先物取引所の会員等、外国金融先物取引所参加者又は金融先物取引業者のうち、外国人については、国内における主たる営業所又は事務所（国内に営業所又は事務所を有しない場合は、国内における代表者の住所）を主たる営業所又は事務所とみなして前各項の規定を適用する。

（金融先物取引所等の株主に関する権限の財務局長等への委任）

第八条の二 法第九十二条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限のうち次に掲げるもの

ある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、同項に規定する者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、その者の主たる営業所若しくは事務所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所若しくは事務所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 (略)

5 (略)

6 金融先物取引所の会員等又は金融先物取引業者のうち、外国の法令に準拠して設立された法人については、国内における主たる営業所又は事務所を主たる営業所又は事務所とみなして前各項の規定を適用する。

（新設）

は、居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。）である対象議決権保有者（法第三十四条の二十の二第一項に規定する対象議決権保有者又は法第三十四条の三十八に規定する対象議決権保有者をいう。以下この条において同じ。）又は主要株主（法第三十四条の三十第一項に規定する主要株主又は法第三十四条の四十二第一項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。）に関するものにあつては当該対象議決権保有者又は当該主要株主の本店若しくは主たる事務所の所在地（当該対象議決権保有者又は当該主要株主が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）である対象議決権保有者又は主要株主に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十四条の二十の二第一項及び第三十四条の三十八の規定による届出の受理の権限

二 法第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十第一項、第三十四条の三十九第一項及び第三十四条の四十二第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査の権限

2) 前項第二号に掲げる権限で居住者である対象議決権保有者又は主要株主の本店若しくは主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、前項に

規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

（金融庁長官の権限の委員会への委任の内容）

第九条（略）

2（略）

3 法第九十二条第二項第二号に規定する政令で定める業務は、外国金融先物取引所参加者の次に掲げる行為に関する法第五十五条の五第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第四十四条、第四十七条第一項、第六十八条から第七十四条まで、第九十一条の二又は第九十一条の三の規定に違反する行為

二 法第五十七条第一項（法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（外国市場取引（法第五十五条の四第一項第六号に規定する外国市場取引をいう。以下この条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 当該外国金融先物取引所の業務規則（法第五十五条の四第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国市場取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

4 法第九十二条第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第四十四条、第五十七条第一項（法第六十一条第二項において準用す

（金融庁長官の権限の委員会への委任の内容）

第九条（略）

2（略）

（新設）

3 法第九十二条第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第四十四条、第五十七条第一項（法第六十一条第二項において準用す

る場合を含むものとし、金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。
。)、第六十八条から第七十四条まで、第九十一条の二及び第九十一条の三の規定とする。

5 法第九十二条第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十七条第三号に掲げる調査に係る業務及び協会の次に掲げる行為に関する法第八十八条の三の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一～三 (略)

(委員会の権限の財務局長等への委任)

第十条 (略)

2～5 (略)

6 金融先物取引所の会員等又は金融先物取引業者のうち、外国法人については、国内における主たる営業所又は事務所(国内に営業所又は事務所を有しない場合は、国内における代表者の住所)を主たる営業所又は事務所とみなして前各項の規定を適用する。

(犯則事件の範囲)

第十一条 法第六十六条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一 (略)

る場合を含むものとし、金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。
。)、第六十八条から第七十四条まで、第九十一条の二及び第九十一条の三の規定とする。

4 法第九十二条第二項第三号に規定する政令で定める業務は、協会の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十七条第三号に掲げる調査に係る業務及び協会の次に掲げる行為に関する法第八十八条の三の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一～三 (略)

(委員会の権限の財務局長等への委任)

第十条 (略)

2～5 (略)

6 金融先物取引所の会員等又は金融先物取引業者のうち、外国の法令に準拠して設立された法人については、国内における主たる営業所又は事務所を主たる営業所又は事務所とみなして前各項の規定を適用する。

(犯則事件の範囲)

第十一条 法第六十六条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一 (略)

二 法第九十四条の三第四号の罪（金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正を確保するために付された業務の制限に係る案件に違反したときに限る。）

三 法第九十五条第五号又は第七号の罪

四 法第九十七条第三号から第五号までの罪

二 法第九十四条の三第三号の罪（金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正を確保するために付された業務の制限に係る案件に違反したときに限る。）

三 法第九十五条第三号又は第五号の罪

四 法第九十七条各号の罪

改正案	現行
<p>（上場株式による掛金の納付）</p> <p>第三十四条の三 法第三百三十九条第五項の規定による証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十六項</u>に規定する証券取引所に上場されている株式（以下この条において「株式」という。）による掛金の納付は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>（有価証券の貸付け）</p> <p>第三十九条の九 （略）</p> <p>2 法第三百三十六条の三第一項第五号ロに規定する政令で定める法人は、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、証券会社、証券取引法<u>第二条第三十二項</u>に規定する証券金融会社、外国証券会社及び短資業者とする。</p> <p>（先物外国為替の取引から除かれる取引）</p> <p>第三十九条の十一 法第三百三十六条の三第一項第五号ニに規定する政令で定める取引は、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十一項</u>に規定する取引所金融先物取引（同条第四項第一</p>	<p>（上場株式による掛金の納付）</p> <p>第三十四条の三 法第三百三十九条第五項の規定による証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十四項</u>に規定する証券取引所に上場されている株式（以下この条において「株式」という。）による掛金の納付は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>（有価証券の貸付け）</p> <p>第三十九条の九 （略）</p> <p>2 法第三百三十六条の三第一項第五号ロに規定する政令で定める法人は、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、証券会社、証券取引法<u>第二十八項</u>に規定する証券金融会社、外国証券会社及び短資業者とする。</p> <p>（先物外国為替の取引から除かれる取引）</p> <p>第三十九条の十一 法第三百三十六条の三第一項第五号ニに規定する政令で定める取引は、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第九項</u>に規定する取引所金融先物取引（同条第四項第一号</p>

号に掲げる取引に係るものに限る。)及び同条第十一項に規定する海外金融先物市場において行われる当該取引所金融先物取引と類似の取引とする。

(有価証券指数等の変動と一致させる運用)

第三十九条の十二 法第百三十六条の三第一項第五号へ(2)に規定する政令で定めるものは、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数であつて、証券取引法第二条第二十一項に規定する有価証券指数(次項において「有価証券指数」という。)に準ずるものとして厚生労働大臣が指定するもの(次項において「指定株価指数」という。)とする。

2
(略)

に掲げる取引に係るものに限る。)及び同条第九項に規定する海外金融先物市場において行われる当該取引所金融先物取引と類似の取引とする。

(有価証券指数等の変動と一致させる運用)

第三十九条の十二 法第百三十六条の三第一項第五号へ(2)に規定する政令で定めるものは、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数であつて、証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券指数(次項において「有価証券指数」という。)に準ずるものとして厚生労働大臣が指定するもの(次項において「指定株価指数」という。)とする。

2
(略)

七 印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）

改正案	現行
<p>（相互間の手形の税率が軽減される金融機関の範囲）</p> <p>第二十二条 法別表第一第三号の課税標準及び税率の欄2ロに規定する政令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関（第八号及び第九号に掲げるものにあつては、貯金又は定期積金の受入れを行うものに限る。）とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第三十二項（定義）</u>に規定する証券金融会社</p> <p>十一（略）</p>	<p>（相互間の手形の税率が軽減される金融機関の範囲）</p> <p>第二十二条 法別表第一第三号の課税標準及び税率の欄2ロに規定する政令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関（第八号及び第九号に掲げるものにあつては、貯金又は定期積金の受入れを行うものに限る。）とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第二十八項（定義）</u>に規定する証券金融会社</p> <p>十一（略）</p>

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める有価証券オプション取引は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第二十二項に規定する有価証券オプション取引</u>で同項第二号に掲げる取引（同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引を除く。）に係るものとする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(取引の非常停止) 第三条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 海外金融先物市場 金融先物取引法<u>第二条第十一項に規定する海外金融先物市場をいう。</u></p> <p>七 金融先物取引等 金融先物取引法<u>第二条第十一項に規定する金融先物取引等をいう。</u></p> <p>八 金融先物取引業者 金融先物取引法<u>第二条第十三項に規定する</u></p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める有価証券オプション取引は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十九項に規定する有価証券オプション取引</u>で同項第二号に掲げる取引（同条第十八項に規定する有価証券指数等先物取引を除く。）に係るものとする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(取引の非常停止) 第三条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 海外金融先物市場 金融先物取引法<u>第二条第九項に規定する海外金融先物市場をいう。</u></p> <p>七 金融先物取引等 金融先物取引法<u>第二条第九項に規定する金融先物取引等をいう。</u></p> <p>八 金融先物取引業者 金融先物取引法<u>第二条第十一項に規定する</u></p>

金融先物取引業者をいう。

九〇十四 (略)

二〇五 (略)

金融先物取引業者をいう。

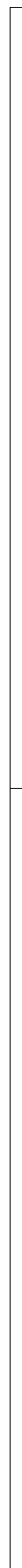
九〇十四 (略)

二〇五 (略)

九 特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）

改正案	現行
<p>（法第二条第二項の政令で定める者）</p> <p>第二条 法第二条第二項の政令で定める者は、銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一号の事業を行う協同組合連合会、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合、同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社、同条第三十二項に規定する証券金融会社並びに外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社とする。</p>	<p>（法第二条第二項の政令で定める者）</p> <p>第二条 法第二条第二項の政令で定める者は、銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一号の事業を行う協同組合連合会、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合、同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社、同条第二十八項に規定する証券金融会社並びに外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社とする。</p>

改正案	現行
<p>（積立金の運用）</p> <p>第三十条 基金は、次に掲げる方法により積立金を運用しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの イ～ホ （略）</p> <p>へ 運用方法を特定する信託であつて次に掲げる方法により運用するもの</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 株式の売買であつて厚生労働省令で定めるところにより証券取引法第二条第二十一項に規定する有価証券指数その他厚生労働省令で定めるもの（株式に係るものに限る。）の変動と一致するように運用するもの</p> <p>(3) 証券取引法第二条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引（2）の有価証券指数その他厚生労働省令で定めるものに係るものに限る。）</p> <p>(4) （略）</p> <p>256 （略）</p>	<p>（積立金の運用）</p> <p>第三十条 基金は、次に掲げる方法により積立金を運用しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの イ～ホ （略）</p> <p>へ 運用方法を特定する信託であつて次に掲げる方法により運用するもの</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 株式の売買であつて厚生労働省令で定めるところにより証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券指数その他厚生労働省令で定めるもの（株式に係るものに限る。）の変動と一致するように運用するもの</p> <p>(3) 証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第十九項に規定する有価証券オプション取引（2）の有価証券指数その他厚生労働省令で定めるものに係るものに限る。）</p> <p>(4) （略）</p> <p>256 （略）</p>



改正案	現行
<p>（一時貸付けの対象となる金融機関等）</p> <p>第十条 法第三十七条第一項に規定する政令で定める金融業を営む者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（一時貸付けの対象となる金融機関等）</p> <p>第十条 法第三十七条第一項に規定する政令で定める金融業を営む者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 証券取引法第二条第二十八項に規定する証券金融会社</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（資金の貸付け）</p> <p>第五条 法第十三条第二項の規定による資金の貸付けは、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項の会社（資金の貸付けを受けようとする時において、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されている株式を発行しているものを除く。）に対する当該会社の事業の用に供する施設の整備その他当該会社の経営基盤の強化を図るために必要な資金の貸付けとする。</p>	<p>（資金の貸付け）</p> <p>第五条 法第十三条第二項の規定による資金の貸付けは、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項の会社（資金の貸付けを受けようとする時において、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式を発行しているものを除く。）に対する当該会社の事業の用に供する施設の整備その他当該会社の経営基盤の強化を図るために必要な資金の貸付けとする。</p>

十三 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行令（平成十年政令第二百七十一号）

改正案	現行
<p>金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第二条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十二項に規定する証券金融会社</p> <p>六（略）</p>	<p>金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第二条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項に規定する証券金融会社</p> <p>六（略）</p>

改正案	現行
<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十五（略）</p> <p>二十六 金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第三号イからマまでに掲げる者（以下「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関する事。</p> <p>二十七〜三十二（略）</p> <p>三十三 外国証券取引所の監督に関する事。</p> <p>三十四（略）</p> <p>三十五 証券取引所持株会社の監督に関する事。</p> <p>三十六（略）</p> <p>三十七 金融先物市場を開設する者及びその会員等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第五条第一項第四号に規定する会員等をいう。第十二条第一項第十三号において同じ。）の監督に関する事。</p> <p>三十八 金融先物取引所持株会社の監督に関する事。</p> <p>三十九〜四十七（略）</p> <p>2 前項の場合において、同項第二十三号に掲げる事務については検査局、監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同</p>	<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十五（略）</p> <p>二十六 金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第三号イからクまでに掲げる者（以下「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関する事。</p> <p>二十七〜三十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三十四（略）</p> <p>三十五 金融先物市場を開設する者及びその会員等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第五条第一項第四号に規定する会員等をいう。第十二条第一項第九号において同じ。）の監督に関する事。</p> <p>（新設）</p> <p>三十六〜四十四（略）</p> <p>2 前項の場合において、同項第二十三号に掲げる事務については検査局、監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同</p>

項第二十四号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第二十七号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十一号、第三十五号、第三十六号、第三十八号及び第四十二号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第三十二号、第三十三号、第三十四号及び第三十七号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(検査局の所掌事務)

第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。

一 (略)

二 証券取引法第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第三百三条の三、第三百六条の六、第三百六条の十六、第三百六条の二十、第三百六条の二十七、第三百五十一条、第三百五十五条の九、第三百五十六条の十五並びに第三百五十六条の三十四、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第三十一条、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三十九条第一項及び第二項、第五十五条第一項並びに第二百十三条第一項から第四項まで、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第七十四号)第三十六条第一項及び第二項並びに第四十

項第二十四号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第二十七号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十一号、第三十四号及び第三十九号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第三十二号、第三十三号及び第三十五号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(検査局の所掌事務)

第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。

一 (略)

二 証券取引法第五十九条第一項及び第三項、第六十五条の第十項、第七十九条の十四、第三百五十四条、第三百五十六条の十五並びに第三百五十六条の三十四、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第三十一条、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三十九条第一項、第五十五条第一項及び第二百十三条第一項から第四項まで、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第三十六条第一項及び第四十六条第一項、金融先物取引法第五十二条第一項、第七十七条第一項、第九十条第一項及び第九十条の十七第一項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等に

六条第一項、金融先物取引法第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十第一項、第三十四条の三十九第一項、第三十四条の四十二第一項、第三十四条の四十八第一項、第五十二条第一項、第五十五条の十第一項、第七十七条第一項、第九十条第一項並びに第九十条の十七第一項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第八条第一項の規定に基づく検査に関すること。

三（略）

（参事官及び特定金融情報管理官）

第六条（略）

2（略）

3 特定金融情報管理官は、命を受けて、第二条第一項第四十五号に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

（市場課の所掌事務）

第十二条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八（略）

九 外国証券取引所の監督に関すること。

十（略）

十一 証券取引所持株会社の監督に関すること。

十二・十三（略）

関する法律（平成十四年法律第三十二号）第八条第一項の規定に基づく検査に関すること。

三（略）

（参事官及び特定金融情報管理官）

第六条（略）

2（略）

3 特定金融情報管理官は、命を受けて、第二条第一項第四十二号に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

（市場課の所掌事務）

第十二条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八（略）

（新設）

九（略）

（新設）

十一（略）

十四 金融先物取引所持株式会社の監督に関すること。

十五～二十五 (略)

2 前項の場合において、同項第七号、第十一号、第十二号、第十四号及び第二十五号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第八号、第九号、第十号及び第十三号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(新設)

十二～二十二 (略)

2 前項の場合において、同項第七号、第十号及び第二十二号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第八号、第九号及び第十一号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

十五 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（平成十一年政令第百五十六号）

改正案	現行
<p>（登録取消し等の後もなお特定金融会社等とみなされる一般承継人から除かれる者）</p> <p>第七条 法第十四条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社</p>	<p>（登録取消し等の後もなお特定金融会社等とみなされる一般承継人から除かれる者）</p> <p>第七条 法第十四条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 証券取引法第二条第二十八項に規定する証券金融会社</p>

改正案	現行
<p>（金融機関等の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十二項に規定する証券金融会社（次条において「証券金融会社」という。）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、無尽会社、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者（次条において「抵当証券業者」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資販売業者（次条において「商品投資販売業者」という。）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第二条第八項に規定する小口債権販売業者（同法第六十四条の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲受業者を含む。次条において「小口債権販売業者」という。）、不動産特</p>	<p>（金融機関等の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項に規定する証券金融会社（次条において「証券金融会社」という。）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、無尽会社、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者（次条において「抵当証券業者」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資販売業者（次条において「商品投資販売業者」という。）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第二条第八項に規定する小口債権販売業者（同法第六十四条の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲受業者を含む。次条において「小口債権販売業者」という。）、不動産特</p>

定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）
、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）
、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）
、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百二十六条第三項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）
、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十三項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。）
、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者（次条において「参加者」という。）
、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）
、同法第二条第四項に規定する口座管理機関（次条において「口座管理機関」という。）及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）
第二十二條の三第一項に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）
、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）
、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）
、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百二十六条第三項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）
、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十一項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。）
、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者（次条において「参加者」という。）
、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）
、同法第二条第四項に規定する口座管理機関（次条において「口座管理機関」という。）及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）
第二十二條の三第一項に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

(法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲)

第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する者(以下「金融機関等」という。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。

一〜十五 (略)

十六 金融先物取引業者 金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業

十七〜十九 (略)

(法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲)

第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する者(以下「金融機関等」という。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。

一〜十五 (略)

十六 金融先物取引業者 金融先物取引法第二条第十項に規定する金融先物取引業

十七〜十九 (略)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">(禁止行為)</p> <p>第三条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。</p> <p>六～九 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">(禁止行為)</p> <p>第三条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。</p> <p>六～九 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（禁止行為）</p> <p>第三条 自衛隊員は、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p style="text-align: center;">一～四 （略）</p> <p>五 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。</p> <p style="text-align: center;">六～九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（禁止行為）</p> <p>第三条 自衛隊員は、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p style="text-align: center;">一～四 （略）</p> <p>五 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。</p> <p style="text-align: center;">六～九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

十九 財政融資資金法施行令（平成十二年政令第三百六十号）

<p>改正案</p>	<p>（債券の貸付け） 第二条（略） 2 法第十条第一項第十号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一（略） 二 証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社 三（略）</p>
<p>現行</p>	<p>（債券の貸付け） 第二条（略） 2 法第十条第一項第十号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一（略） 二 証券取引法第二条第二十八項に規定する証券金融会社 三（略）</p>

改正案	現行
<p>（有価証券の貸付け） 第四条（略）</p> <p>2 法第二十八条第一項第五号の政令で定める法人は、農林中央金庫、 商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、証券会社、 証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社、外国証券 業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定 する外国証券会社及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五 十八年政令第八十一号）第一条第三号に規定する者とする。</p> <p>（先物外国為替の取引から除かれる取引） 第六条 法第二十八条第一項第七号の政令で定める取引は、金融先物 取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十一項に規定する</u> <u>取引所金融先物取引（同条第四項第一号に掲げる取引に係るもの</u> <u>に限る。）及び同条第十一項に規定する海外金融先物市場において行</u> <u>われる当該取引所金融先物取引と類似の取引とする。</u></p>	<p>（有価証券の貸付け） 第四条（略）</p> <p>2 法第二十八条第一項第五号の政令で定める法人は、農林中央金庫 、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、証券会社 、証券取引法第二条第二十八項に規定する証券金融会社、外国証券 業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定 する外国証券会社及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五 十八年政令第八十一号）第一条第三号に規定する者とする。</p> <p>（先物外国為替の取引から除かれる取引） 第六条 法第二十八条第一項第七号の政令で定める取引は、金融先物 取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第九項に規定する取</u> <u>引所金融先物取引（同条第四項第一号に掲げる取引に係るもの</u> <u>に限る。）及び同条第九項に規定する海外金融先物市場において行われ</u> <u>る当該取引所金融先物取引と類似の取引とする。</u></p>

改正案	現行
<p>（金融庁長官の権限の委任）</p> <p>第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十</u> <u>三項</u>に規定する金融先物取引業者 主たる営業所又は事務所の所在地</p> <p>十六～二十 （略）</p> <p>2～7 （略）</p>	<p>（金融庁長官の権限の委任）</p> <p>第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十</u> <u>一項</u>に規定する金融先物取引業者 主たる営業所又は事務所の所在地</p> <p>十六～二十 （略）</p> <p>2～7 （略）</p>

改正案	現行
<p>（基金の積立金の運用）</p> <p>第四十四条 法六十六条第四項の政令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの イ ホ （略）</p> <p>へ 運用方法を特定する信託であつて次に掲げる方法により運用するもの</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 株式の売買であつて厚生労働省令で定めるところにより証券取引法第二条第二十一項に規定する有価証券指数その他厚生労働省令で定めるもの（株式に係るものに限る。）の変動と一致するように運用するもの</p> <p>(3) 証券取引法第二条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引（2）の有価証券指数その他厚生労働省令で定めるものに係るものに限る。）</p> <p>(4) （略）</p>	<p>（基金の積立金の運用）</p> <p>第四十四条 法六十六条第四項の政令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの イ ホ （略）</p> <p>へ 運用方法を特定する信託であつて次に掲げる方法により運用するもの</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 株式の売買であつて厚生労働省令で定めるところにより証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券指数その他厚生労働省令で定めるもの（株式に係るものに限る。）の変動と一致するように運用するもの</p> <p>(3) 証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第十九項に規定する有価証券オプション取引（2）の有価証券指数その他厚生労働省令で定めるものに係るものに限る。）</p> <p>(4) （略）</p>

改正案	現行
<p>（金融等業務）</p> <p>第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 法第二十三条第三十三号に掲げる金融機関等（以下「金融先物取引業者」という。） 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第十二項に規定する金融先物取引業</p> <p>十六～十九 （略）</p> <p>（預貯金契約の締結等の取引）</p> <p>第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び收受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第</p>	<p>（金融等業務）</p> <p>第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 法第二十三条第三十三号に掲げる金融機関等（以下「金融先物取引業者」という。） 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第十項に規定する金融先物取引業</p> <p>十六～十九 （略）</p> <p>（預貯金契約の締結等の取引）</p> <p>第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び收受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第</p>

二十七号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等との取引を除く。

一〇十九 (略)

二十 金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けること

二十一〇二十九 (略)

2・3 (略)

二十七号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等との取引を除く。

一〇十九 (略)

二十 金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けること

二十一〇二十九 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（債券の貸付け） 第二十三条（略）</p> <p>2 法第四十一条第六号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社</p> <p>三（略）</p> <p>（先物外国為替の取引から除かれる取引） 第二十五条 法第四十一条第八号の政令で定める取引は、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十一項</u>に規定する取引所金融先物取引（同条第四項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第十一項に規定する海外金融先物市場において行われる当該取引所金融先物取引と類似の取引とする。</p>	<p>（債券の貸付け） 第二十三条（略）</p> <p>2 法第四十一条第六号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 証券取引法第二条第二十八項に規定する証券金融会社</p> <p>三（略）</p> <p>（先物外国為替の取引から除かれる取引） 第二十五条 法第四十一条第八号の政令で定める取引は、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第九項</u>に規定する取引所金融先物取引（同条第四項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第九項に規定する海外金融先物市場において行われる当該取引所金融先物取引と類似の取引とする。</p>

○ 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）

改正案	現行
<p>（特定譲渡人が行う資産対応証券の募集等について情報通信の技術を利用する方法に係る証券取引法施行令の準用）</p> <p>第二十五条の二 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の六の規定は、法第百五十条の四（法第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。</p>	<p>（特定譲渡人が行う資産対応証券の募集等について情報通信の技術を利用する方法に係る証券取引法施行令の準用）</p> <p>第二十五条の二 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の五の規定は、法第百五十条の四（法第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。</p>